

平成25年度 社会福祉振興助成事業

事業評価報告書

独立行政法人福祉医療機構

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

## はじめに

独立行政法人福祉医療機構では、NPOなどの民間福祉活動団体が実施する福祉活動に対し、約25年の長きにわたって助成を行ってきた。その起源は、平成元年の消費税導入に伴いゴールドプランとともに創設された長寿社会福祉基金（のちの長寿・子育て・障害者基金）にさかのぼる。その後、平成21年11月に行われた前政権下の行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、長寿・子育て・障害者基金については全額を国庫に返納し、以降の助成財源は必要額を毎年度予算要求することとなり、平成22年度から国庫補助金による「社会福祉振興助成事業」として助成を行ってきた。

平成25年度には295件の助成を行い、約15億の助成を行った。その規模は、平成2年度の本格的な助成事業開始以来、約25年の間に、約13,000件の事業、総額約700億円に及ぶ。助成事業を通じて、行政の手の届かない様々な福祉課題に取り組む地域の民間福祉活動団体を支援するという重要な役割を果たしてきた。それにより、全国で民間の活力、創意や工夫あふれる活動が生まれ地域で欠かせないものとなっている。

社会福祉振興助成事業では、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の絆を作り直し、我が国らしい支え合いと活気のある地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障害者が自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる活力ある社会の実現を目指すことを基本方針としている。

本委員会においては、この助成の仕組みが有効に機能し、効率的な資源配分がなされるよう、助成事業の実施状況や成果を評価することにより、優れた活動を見つけ普及に結びつけるだけでなく、改善点や課題なども積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させる、いわゆる「PDCA」のサイクルへ活かしていくことに努めるとともに、地域における新たな福祉課題を発掘し、新たな政策開発へ結びつけることにも取り組むこととしている。

本報告書は、本年度の本委員会のこうした取り組みのあらましをまとめたものである。

限られた資源を有効に配分し、より効果の高い助成事業とするためにも、事業評価による成果のさらなる活用に努め、より一層積極的な事業展開を期待したい。

平成27年3月

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

## 目 次

### 平成25年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書

1. 事業評価について	1
(1) 事業評価の目的	1
(2) 事業評価の方法	2
2. 今年度評価の概要	6
(1) 平成26年度における評価方針	6
(2) 評価結果の概要	11
① 自己評価の概要	11
② ヒアリング評価の概要	13
③ 書面評価の概要	19
3. 成果、課題のみられた事例	23
(1) 重点的に支援している分野における成果のみられた事例	24
ア. 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業	24
イ. 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業	27
ウ. 児童虐待防止に関する事業	28
エ. 貧困・格差対策に関する事業	31
(2) 有機的な連携・ネットワークにおいて成果のみられた事例	34
(3) 先駆的な取り組みを展開している事例	35
(4) 成果物等を効果的に活用した事例	36
(5) 課題のみられた事例	37
4. まとめ	40
おわりに	49

(参考) 事業評価において特に優れた事業と認められた事業

- ◆特定非営利活動法人抱樸  
「若年生活困窮者に対する社会的就労提供事業」 . . . . . 52
- ◆一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会  
「全国災害リハビリコーディネーター養成事業」 . . . . . 54
- ◆男性介護者と支援者の全国ネットワーク  
「「ケアメン☆サミットJAPANの開催」事業」 . . . . . 56
- ◆特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構  
「精神障害者のピアサポートグループ普及事業」 . . . . . 58
- ◆公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会  
「終末期にある者とその家族支援に関する事業」 . . . . . 60
- ◆NPO法人HEALTH SUPPORT HINATA  
「釜ヶ崎に住む単身高齢者の健康生活支援事業」 . . . . . 62

**平成25年度社会福祉振興助成事業に関する事業評価報告書**

## 1. 事業評価について

### (1) 事業評価の目的

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、前身である社会福祉・医療事業団の時代より約25年にわたって、民間の福祉活動の振興のための助成を行ってきた。

助成事業の評価については、かねてよりその必要性や実施方法などについて検討を重ねてきていたが、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の中で、「国が明確な政策目標を定め、事後評価の実施、評価結果を反映した資源配分の実施を行う。」とされたことで、平成14年4月より本格的に実施をはじめることとなった。

平成15年10月の独立行政法人化以降、事業評価は、中期目標、中期計画、年度計画にそれぞれ位置づけられ、実施と見直しを重ねていく中で実施ノウハウの成熟を図ってきた。

その後、平成22年度からは、「長寿・子育て・障害者基金事業」から国庫補助金を財源とした「社会福祉振興助成事業」に変わり、これまで以上に事業成果や社会的効果が問われることとなり、「公的助成金の投入効果」について、さらなる明確さや客観性を備えた事業評価が求められている。

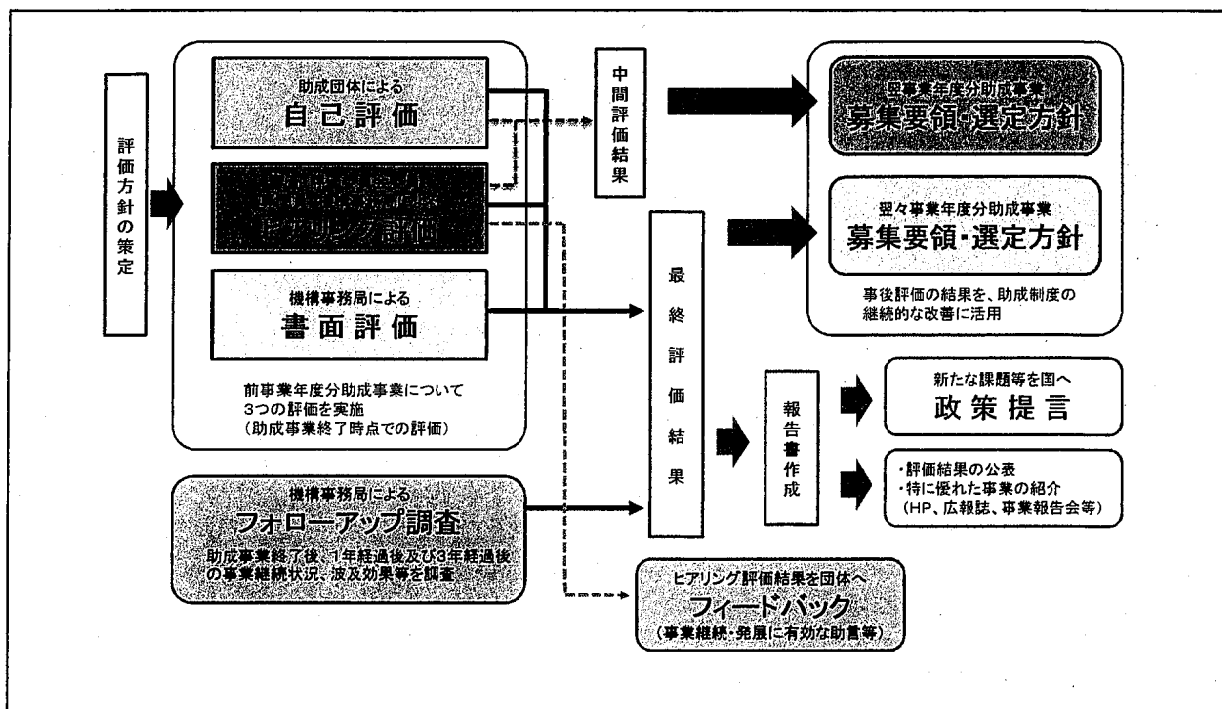
機構の助成事業において事業評価を実施する目的としては、平成26年4月24日に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において決定した「社会福祉振興助成事業の評価方針」において、次のような点を掲げている。

- ①政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- ②優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- ③評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- ④限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- ⑤新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。
- ⑥評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

## (2) 事業評価の方法

事業評価については、助成事業のプロセスや成果、課題などを適切に評価するとともに、評価成果を翌年度以降の助成プログラム等の改善に活かすよう、図1「事業評価の仕組み」のような構成となっている。

図1 事業評価の仕組み



まず、前年度に実施した全ての助成事業について助成先団体による「自己評価」を行った上で、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）、並びに機構事務局による「ヒアリング評価」、及び機構事務局による「書面評価」に基づく評価を行うこととしている。

**自己評価：** 助成先団体が、助成事業終了直後に、実施した助成事業の経費内容や事業の質的な状況や成果を「自己評価書」をもとに点検し、あらためて事業を振り返ることで、以降の活動に活かすことを目的に行うもの（資料編 P1）。

**ヒアリング評価：** 助成先団体との対面方式で、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物）等の書面を見ながら、助成事業の実施状況やその成果について確認するもの。審査・評価委員会委員が専門的な見地で行うものと、機構事務局が助成先団体の活動する現場に赴き行うものがある。また、ヒアリング評価で得られた評価結果は、「事後評価結果」に整理し、団体のその後の事業の運営、改善の参考に資するために助成先団体へフィードバックを行う（資料編 P14）。

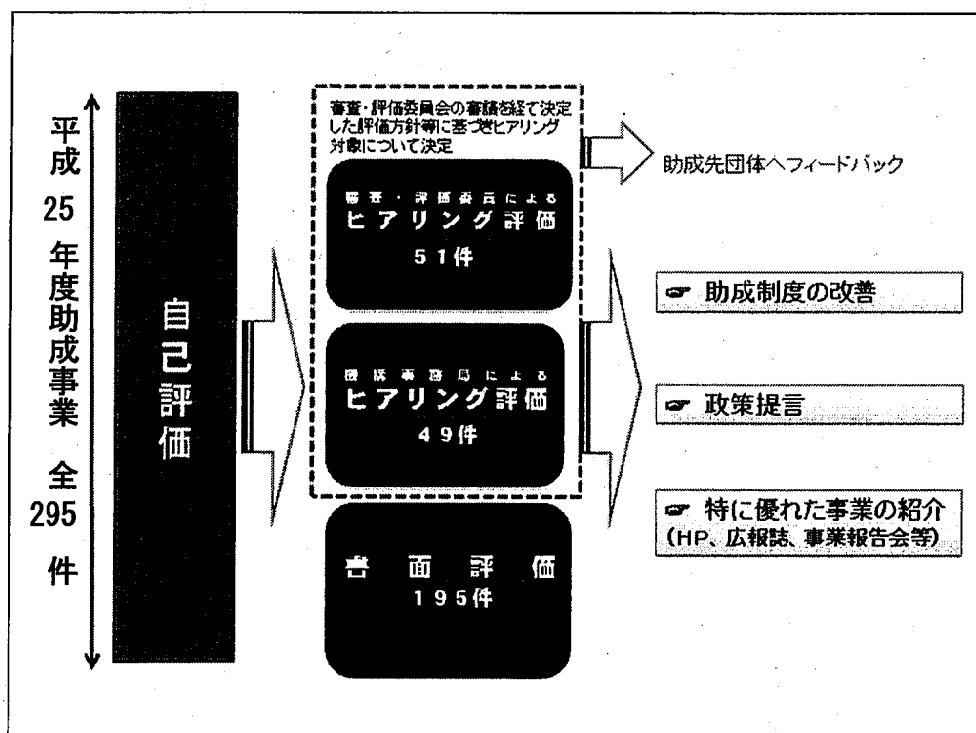
**書面評価：** 助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物）等を用いて、機構事務局が事業の実施状況や成果等の確認を行うもの（資料編 P15）。

自己評価は、助成先団体の内部評価となるが、ヒアリング評価と書面評価は、助成先団体からすると第三者が行うものであり、複数の評価手法を用いることで可能な限り客観性の担保に努めている。また、ヒアリング評価結果を助成先団体へフィードバックし、助成事業について助言を行うことで、事業の改善や更なる発展を目指すなど、WAM助成の助成プログラムのPDCAに活かすだけでなく、助成先団体にとっても意義のあるものになるよう努めている。

各手法の評価対象は、当該年度に審査・評価委員会において定められる評価方針等に基づき、各手法の評価対象を定められており、自己評価については全件実施している。ヒアリング評価は、重点助成分野（下段の参考を参照）の助成事業などより選定し実施し、書面評価はヒアリング評価の対象を除く助成先団体を対象としている。

WAM助成事業の評価スキームは図2のとおり。

図2 WAM助成事業の評価スキーム





(参考) 重点助成分野について

WAM助成では、喫緊の課題を助成のテーマとしているが、中でも特に重点的に支援する事業を定めている。これらを重点助成分野と位置づけ、平成25年度助成では次の4分野としている。

① 東日本大震災で被災された方等を支援する事業 (以下、「被災者支援」という)

東日本大震災で被災された方等の復興に向けて、地域の支え合い・コミュニティづくりや再構築を支援する活動

② 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業 (以下、「孤立防止」という)

高齢化や核家族化の進行に伴い、地域や社会とのつながりが希薄化している中で、高齢者や障害のある方などの社会的孤立を防止する事業や認知症対策に取り組む活動

③ 児童虐待防止に関する事業 (以下、「児童虐待防止」という)

虐待件数が増加し続ける深刻な状況において、地域で児童虐待の発生を防止する取組みや早期発見、保護・支援を必要とする子どもや家庭を支援する活動

④ 貧困・格差対策に関する事業 (以下、「貧困・格差対策」という)

厳しい雇用情勢等が続く中、生活困窮者の方の生活支援や自立に向けた寄り添い支援、生活保護に陥る前の予防的な支援を行うもの、ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に取り組む活動

機構は、これらの評価結果を助成事業の選定方針や募集要領等の見直しに反映させるとともに、評価の結果から浮かび上がってきた新たな福祉課題等について国へ提言し、政策への反映を図ることとしている。

特に、評価の結果、成果が特に優れていると認められた事業については、助成事業報告会やシンポジウム、機構ホームページ、広報誌「WAM」等で紹介し、広く周知を図ることとしている。

なお、ヒアリング評価の結果については、助成先団体にフィードバックすることによって、助成事業やその事業を実施した団体のその後の運営・改善に活かすとともに、次年度以降の助成先選定に反映するほか、助成プログラムの仕組みそのものの改善に反映させることとしている。

一方、助成事業の内容によっては、助成事業終了直後において、その成果を十分に把握することが難しい事業もある。このため、助成事業終了直後における評価に加えて、助成事業終了から1年以上経過した時点において、その継続状況や波及効果等を確認、評価するフォローアップ調査を実施し、また、助成事業終了から3年以上経過した時点における継続状況等を把握するための継続フォローアップ調査を実施している。

本報告書においては、前述の方法により今年度中に実施した平成25年度助成事業に関する事業評価の結果をまとめている。

併せて、平成24年度助成事業に関するフォローアップ調査結果及び平成22年度助成事業に関する継続フォローアップ調査結果については、資料編に掲載している。

## 2. 今年度評価の概要

### (1) 平成26年度における評価方針

平成26年度に評価を実施するにあたっては、年度当初の第1回審査・評価委員会において、事業評価の目的や評価の方法、評価の項目・基準などを具体的に定めた「社会福祉振興助成事業の評価方針」を策定し、この評価方針に基づき、平成25年度助成事業を対象として、各評価を実施した。

また、過年度の助成事業の継続状況や、その財源などを把握し、事業を息長く継続させるために必要な要素などを把握することを目的として、平成24年度助成事業に対してのフォローアップ調査及び平成22年度助成事業に対しての継続フォローアップ調査も併せて実施した。

平成26年 4月24日

### 社会福祉振興助成事業の評価方針

#### 社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）を通じて、多様な社会資源がそれぞれの地域で有機的に連携・協働し、それぞれの得意とする活動を行いながら人と地域の結びつきをより強くし、支え合いと活気に満ちた地域社会の再生を目指すシステムづくりに取り組み、高齢者・障がい者が地域の支え合いの中で自立した生活が送れる社会、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる社会の実現を目指すこととしている。

助成事業の評価に当たっては、助成を受けて実施された事業がどのような成果を上げ、社会にどのような影響を与えたかについて、次の方針に基づき行うものとする。

#### 1 事業評価の目的

- (1) 政策動向や国民ニーズを踏まえ助成した事業について、「期待した成果を上げているか、その成果が社会にどのような影響を与えたか」を効果測定すること。
- (2) 優れた事業を広報することにより、全国・広域での普及啓発を図ること。
- (3) 評価結果を、助成プログラムの改善に活かすこと。
- (4) 限られた資源を有効に配分し、最大限の効果を上げること。
- (5) 新たな対応が必要な課題を発掘し、その課題を国に提言することにより政策への反映を図ること。

- (6) 評価結果を公表することにより、国庫補助金による助成事業の運営主体として、国民に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ること。

## II 評価の進め方

### 1. 評価の方法

#### (1) 自己評価（助成先団体による評価）

助成事業終了後、機構が定める様式（自己評価書）に基づき、助成先団体が自己評価を実施する。

#### (2) ヒアリング評価

前年度に機構が助成した全事業の中から社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）の審議を経て決定した基準に基づき選定した事業について、審査・評価委員会委員又は機構事務局が、助成先団体を直接ヒアリングし、評価を実施する。

#### (3) 書面評価

(2) のヒアリング評価の対象とならなかった事業について、助成先団体が提出した事業完了報告書等に基づき、機構事務局が書面評価を実施する。

### 2. 評価の項目・基準

#### (1) ヒアリング評価

##### ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウエイト
プロセス評価	事業推進姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施のための明確な理念を持っているか</li> <li>・事業に取り組む意欲・積極性は十分だったか</li> </ul>	1
	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか</li> <li>・有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか</li> </ul>	1
	事業実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的の実現のため、効果的、効率的、経済的な手法を用いて実施できたか</li> <li>・事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか</li> </ul>	1
成果評価	アウトプット（直接的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか</li> <li>・量的な指標をどの程度達成できたか</li> </ul>	2
	アウトカム（質的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか</li> </ul>	3
	インパクト（社会的成果）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の成果が地域や社会へどのようなインパクトを与えると想定されるか</li> <li>・事業の成果の他地域への広がりやその可能性がみられるか</li> </ul>	2

※ウエイトの合計は 10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

(2) 書面評価

ア. 評価項目

評価項目		評価の視点	ウェイト
プロセス評価	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内部の実施体制が整っており、専門性を備えているか</li> <li>・有効性、実効性のある外部資源の活用・連携ができたか</li> </ul>	1
	事業実施プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的の実現のため、効果的、効率的、経済的な手法を用いて実施できたか</li> <li>・事業の利用者等の評価を確認し、継続的な改善に結び付けているか</li> </ul>	2
成果評価	アウトプット (直接的成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか</li> <li>・量的な指標をどの程度達成できたか</li> </ul>	3
	アウトカム (質的成果)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか</li> </ul>	4

※ウェイトの合計は10

イ. 評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

### 3. 総合評価

「ア. 評価項目」の項目ごとに「イ. 評価基準」の5段階（SからD）で評価し、レベルのなかでも上位に近いのか下位に近いのかを判定したうえで、各評価項目のスコアを決定する。

各評価項目のスコアに「ア. 評価項目」のウエイトを掛け合わせ、その合計を総合スコアとする。

総合スコアをもとに、次の5段階（SからD）で総合評価を決定する。

総合評価	総合スコア	評価指標
S	90 以上	非常に高く評価できる水準にあるもの
A	70 以上 90 未満	高く評価できる水準にあるもの
B	50 以上 70 未満	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
C	30 以上 50 未満	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
D	30 未満	全般的に多くの課題のあるもの

## III 評価結果の活用

### 1. 団体へのフィードバック

ヒアリング評価の結果については、原則、評価者の合意を得たのち、評価を担当した委員及び機構事務局それぞれの所見を付して、評価対象団体あてにフィードバックすることにより、制度や機構内部の改善のみならず、団体の活動や事業展開の参考にも供することとする。

### 2. 審査への反映

ヒアリング評価により得られた事業の評価結果については、審査・評価委員会において共有し、以後の審査の参考とする。

### 3. 優れた事業の普及啓発

評価の結果、特に優れていると認められた事業については、機構ホームページ、広報誌、事業報告会などにより広報することで、全国・広域での幅広い普及啓発を図る。

### 4. 評価結果の公表、助成制度の改善、政策への提言

審査・評価委員会は、評価結果を年度末に事業評価報告書として取りまとめ、機構に報告、提案するとともに、機構は、機構ホームページ上などで公表する。また、機構はその内容に基づき、助成制度の改善に努めるとともに、課題によっ

て国に対して政策の提言を行う。

#### IV フォローアップ調査

機構事務局は、助成事業終了後から1年又は3年以上経過後に、助成先団体へのフォローアップ調査を実施し、助成事業の継続状況や財源、助成事業による効果や課題などを把握し、助成制度や助成先団体への支援の在り方の継続的な改善などに結びつけることとする。

#### V 委員の遵守事項

- (1) 委員は、公平・公正で厳格な評価を行うべきことを常に認識すること。
- (2) 評価の公平・公正を確保するため、委員がヒアリング評価の対象団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体のヒアリング評価を実施できないこと。  
また、当該団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体のヒアリング評価を担当しないこと。  
なお、利害関係者に該当し、ヒアリング評価を担当しない場合は、その旨を機構事務局に報告すること。
- (3) 委員は、評価を行う際に知り得た情報を第三者に漏らしてはならないこと。

## (2) 評価結果の概要

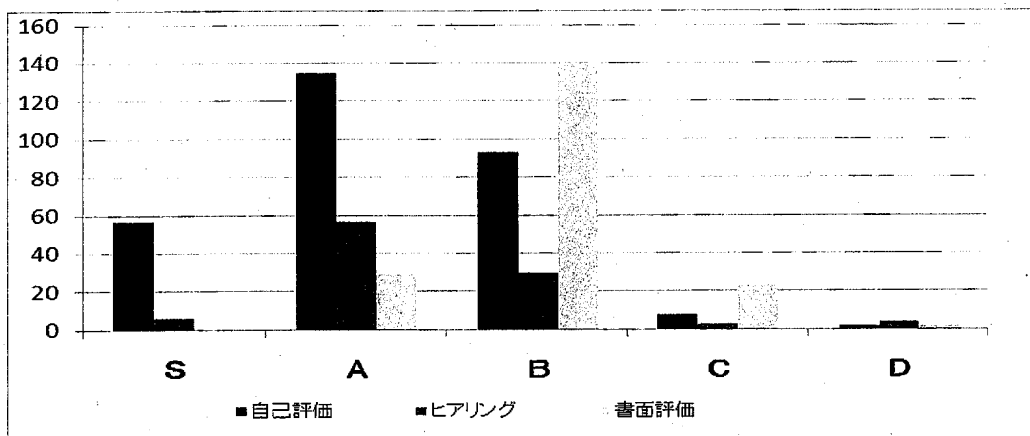
先述のとおり、当機構の事後評価においては、全助成先団体を対象に行う「自己評価」、助成先団体へ直接聞き取り調査を行い評価する「ヒアリング評価」、助成先団体から提出された資料に基づき事業評価する「書面評価」の3つの手法を用いて実施した。

平成25年度事業における事業評価の結果は表1及び図3のとおりであり、各評価方法による評価結果の詳細や傾向について述べることとする。

表1 評価手法ごとの総合評価結果

区分	自己評価		ヒアリング評価		書面評価		
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	
総合評価	S:非常に高く評価できる水準にある	57	19.3%	6	6.0%	0	0.0%
	A:高く評価できる水準にある	135	45.8%	57	57.0%	29	14.9%
	B:良好な水準にあるが、一部課題がある	93	31.5%	30	30.0%	141	72.3%
	C:一定の水準にあるが、かなり課題がある	8	2.7%	3	3.0%	23	11.8%
	D:全般的に多くの課題がある	2	0.7%	4	4.0%	2	1.0%
合計	295	100.0%	100	100.0%	195	100.0%	

図3 評価手法ごとの総合評価結果



### ① 自己評価の概要

助成先団体による自己評価については、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、それによって得られる成果を以降の活動に活かしていただくこと、また、会計的な精算だけでなく、事業の質的な状況や成果についても明らかにすることなどを目的として実施している。

本年度は、平成25年度に助成を行った295事業（「福祉活動支援事業」71事業、「地域連携活動支援事業」120事業、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」



73事業、「社会参加促進活動支援事業」15事業、「災害福祉広域支援事業」15事業、「福祉用具の改良開発事業」1事業)の全助成先団体に対して、事業の実施状況を確認するため、自己評価書(資料編 P. 1様式)の提出を依頼した。

評価項目は、「事業推進姿勢」、「事業実施体制」、「実施プロセス」、「アウトプット(直接的成果)」、「アウトカム(質的成果)」及び「インパクト(社会的成果)」の6項目を軸とし、各評価項目にはそれぞれ設問を付している。

この評価項目別のそれぞれの設問について、「実施できた」又は「不十分だった」等の二者選択方式により成果確認を行い、併せて「S」から「D」までの5段階の「総合評価」を行うこととしている。

ただし、「災害福祉広域支援事業」15事業、「福祉用具の改良開発事業」1事業については、事業の特殊性を勘案し、自由記述形式による自己評価様式となっている。

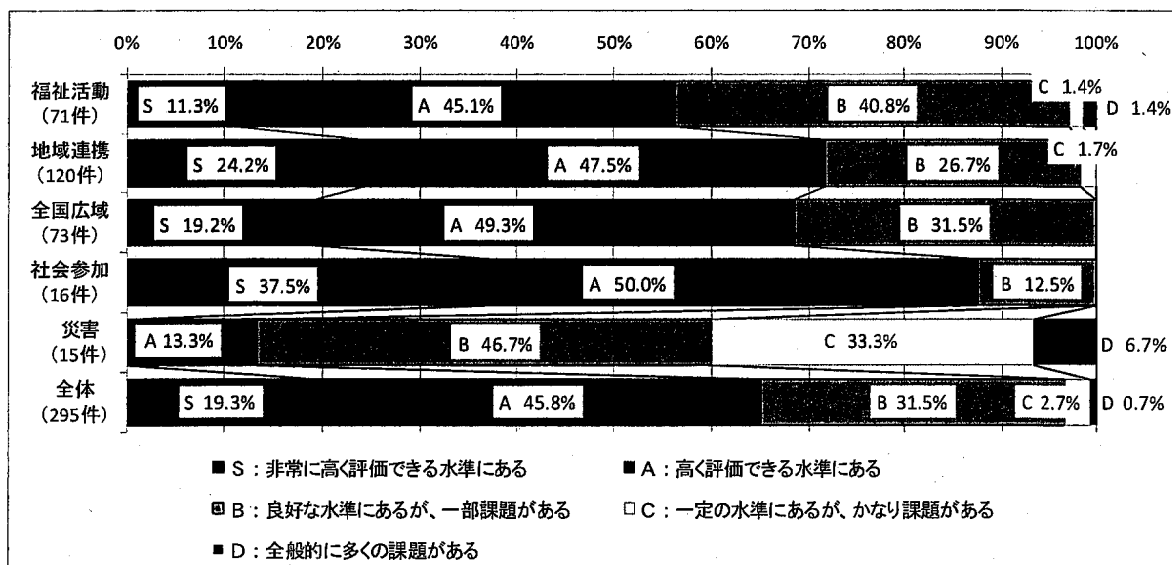
自己評価書による総合評価の全体的な状況は、表2及び図4のとおりである。

自己評価の性質上、主観的な評価ではあるものの、総合評価についてはほとんどの事業がB評価以上であり、当初の目的を達成して良好な水準にあると評価している。

表2 平成25年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向

区分	福祉活動支援事業		地域連携活動支援事業		全国的・広域的ネットワーク活動支援事業		社会参加促進活動支援事業		災害福祉広域支援事業		全体		
	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	事業数	構成比	
総合評価	D:非常に高く評価できる水準にある	8	11.3%	29	24.2%	14	19.2%	6	37.5%	0	0.0%	57	19.3%
	A:高く評価できる水準にある	32	45.1%	57	47.5%	36	49.3%	8	50.0%	2	13.3%	135	45.8%
	B:良好な水準にあるが、一部課題がある	29	40.8%	32	26.7%	23	31.5%	2	12.5%	7	46.7%	83	31.5%
	C:一定の水準にあるが、かなり課題がある	1	1.4%	2	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	33.3%	8	2.7%
	D:全般的に多くの課題がある	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%	2	0.7%
合計	71	100.0%	120	100.0%	73	100.0%	16	100.0%	15	100.0%	295	100.0%	

図4 平成25年度助成事業の自己評価書による総合評価の全体的傾向



全体でみると、「S（非常に高く評価できる水準にある）」評価が19.3%、「A（高く評価できる水準にある）」評価が45.8%、「B（良好な水準にあるが、一部課題がある）」評価が31.5%、「C（一定の水準にあるが、かなり課題がある）」2.7%、「D（全般的に多くの課題がある）」評価が0.7%で、A評価以上の割合が約7割を占めており、助成区分別でみると、「福祉活動支援事業」に比べ、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」が、高い水準にあると評価される。

評価項目別の設問（資料編P. 16参照）について、自由記述形式の自己評価書を用いない事業279でみると、一部の設問を除き「実施できた」等の肯定的な評価を行っているが、「実施プロセス」の「計画通りに実施できたか」や、「アウトプット」の「目標どおりの参加者（利用者）を確保できたか」といった設問については、約2割の団体が「十分な結果を出すことができなかった」と評価している。

要因としては、事業計画や事業実施体制の検討がやや甘く、計画通りに進まなかったことが想定される。加えて、事業を実施していくなかで、変更にうまく対応しきれなかったものや、そもそも助成期間中に達成することが難しい目標を掲げ、事業の進捗や効果を上手く振り返ることができないなど、マネジメントにやや課題がある事業も見受けられた。限られた事業実施期間で事業効果をより高めるためには、目標設定や計画策定時点からそれらの妥当性について調整をしながら事業を進めていくことが必要である。

また、「アウトカム」の「組織の拡大」は、「不十分」との回答が多かった。これについては、事業終了直後の自己評価の時点では、その成果の広がり具合を明確に把握することは難しい事業も多いことが考えられるため、フォローアップ調査等において一定期間経過後における評価を確認することが重要である。

一方、「インパクト」として、62.7%の助成先団体が、助成事業の実施やその成果物（チラシ・ポスター・報告書・テキスト等）の広報により、マスコミに取り上げられる等の波及効果があったと回答している。助成事業の社会的な意義を示す1つの評価として評価できるものであろう。

## ② ヒアリング評価の概要

ヒアリング評価については、審査・評価委員会委員及び機構事務局が助成事業を実施した団体に直接話を伺い、助成事業の実施状況やその成果をつぶさに確認することを目的として行っている。

ヒアリング評価の成果等については、以後の助成事業の募集要領や選定方針（具体的には平成26年度助成事業の選定方針）等に反映、活用させるとともに、事業を実施した団体のその後の運営・改善の参考に資するよう、評価結果を助成先団体に直接フィー

ドバックすることとしている。

このため、今年度のヒアリング評価の対象事業については、評価方針に基づき、平成25年度に助成した全ての助成事業のなかから、審査・評価委員会の審議を経て、次の2つの視点に基づき選定することとした。

(I) 限られた財源の中で資源を有効配分する観点から、助成決定額が700万円を超える事業とする。

(II) 助成決定額が700万円以下の事業については、次のア及びイに該当する事業とする。

ア. 連携・ネットワークにより実施した事業の効果の検証とともに、事業の成果を助成制度の更なる改善に反映させるため、「地域連携活動支援事業」、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」及び助成事業の実施により連携・ネットワークの構築が図られている「福祉活動支援事業」とする。

イ. 翌年度以降の助成対象テーマや重点的に支援すべきテーマなど国への提案を行うにあたって、事後評価を通して得られた結果や成果等を反映させるため、機構が重点支援事業に掲げる次の事業とする。

- ① 東日本大震災で被災された方等を支援する事業
- ② 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業
- ③ 児童虐待防止に関する事業
- ④ 貧困・格差対策に関する事業

なお、以下の事業と重複しているものは、優先的に選定を行う。

※1. 「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」については、地域の状況やニーズを踏まえ、被災地域のNPO法人等が様々な団体と連携・協働して、地域・コミュニティ主体の復興に取り組んでいるもの

※2. 複数年にわたって助成を行ったもの

ヒアリング評価を実施した事業の助成区分別、重点支援事業別の内訳は、表3のとおりである。

表3 平成25年度助成事業 ヒアリング実施事業の内訳（重点支援事業別）

区分	平成25年度助成事業数							ヒアリング事業数							計 (実施率)
	福祉活動	地域連携	全国広域	社会参加	災害広域	福祉用具	計	全国連携	地域連携	全国広域	社会参加	災害広域	福祉用具	計	
被災者支援	19	20	25	-	15	-	79	4	10	10	-	2	-	26	(32.9%)
孤立防止	21	35	19	-	-	-	75	4	18	12	-	-	-	34	(45.3%)
児童虐待防止	9	20	6	-	-	-	35	3	9	4	-	-	-	16	(45.7%)
貧困・格差対策	15	19	6	-	-	-	40	4	10	4	-	-	-	18	(45.0%)
その他	7	28	17	15	-	1	66	-	-	5	1	-	-	6	(9.1%)
計 (実施率)	71	120	73	15	15	1	295	15	47	35	1	2	0	100	(33.9%)
								(21.1%)	(39.2%)	(47.9%)	(6.7%)	(18.8%)	(0.0%)	(33.9%)	

なお、評価にあたっては、1つの事業について複数の評価者が同時にヒアリングを行い、各評価者の合議により総合評価の結果を決定するというプロセスを踏むことで、より客観的な評価を得るとともに、各評価者からの多角的な助言等を取りまとめることができる体制で実施することとしている。

a) 評価項目別の評価結果 - 何れの評価項目も平均では概ね良好な水準 -

次の表4及び図5は助成区分別に、表5及び図6は重点支援事業別に、ヒアリング評価を実施した100事業の評価項目別の評価結果の平均値を表したものである。

表4 平成25年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (助成区分別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
福祉活動	8.67	8.13	8.07	8.07	8.00	8.13
地域連携	8.11	7.06	6.81	6.74	7.04	6.81
全国広域	7.60	6.89	6.54	6.51	6.54	6.69
社会参加	7.00	8.00	7.00	7.00	7.00	7.00
災害広域	8.50	8.00	7.50	7.50	7.50	7.50
全体	8.01	7.19	6.92	6.88	7.02	6.98

図5 平成25年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (助成区分別)

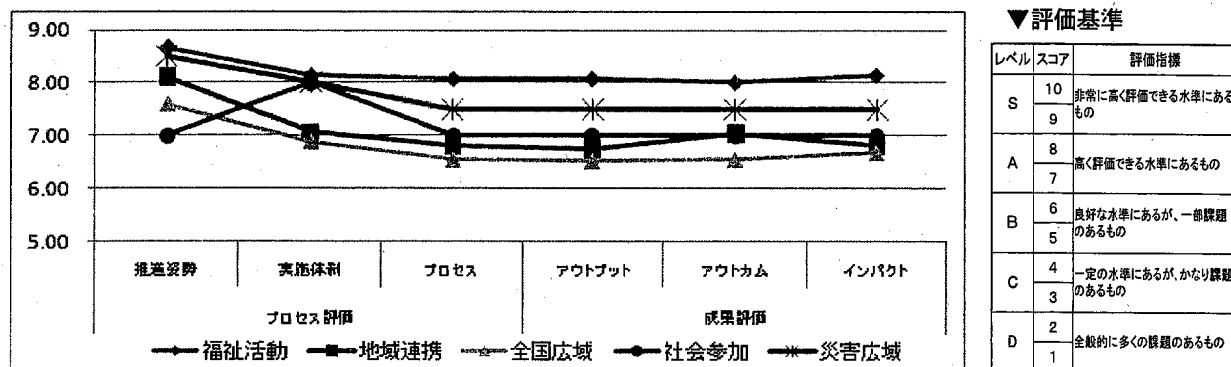
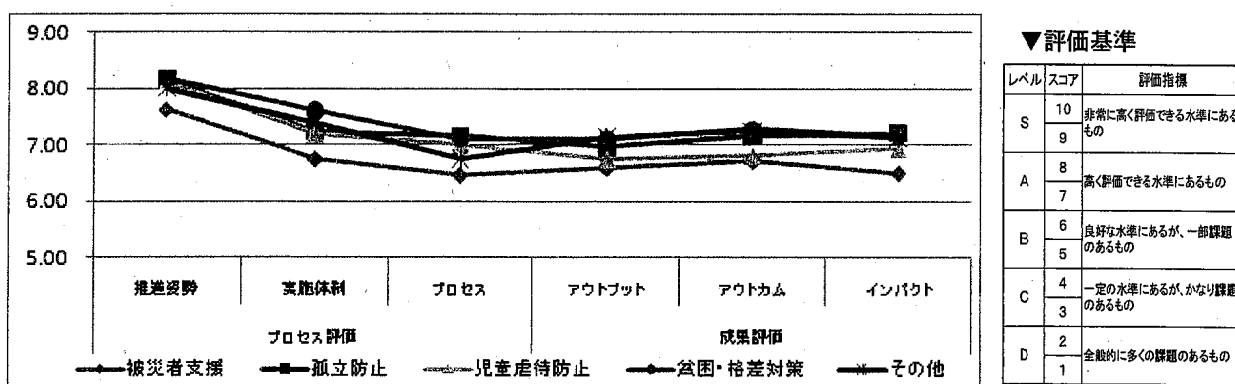


表5 平成25年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (重点支援事業別)

区分	プロセス評価			成果評価		
	推進姿勢	実施体制	プロセス	アウトプット	アウトカム	インパクト
被災者支援	7.63	6.75	6.46	6.58	6.71	6.50
孤立防止	8.15	7.24	7.15	6.97	7.15	7.21
児童虐待防止	8.13	7.19	7.00	6.75	6.81	6.94
貧困・格差対策	8.17	7.61	7.11	7.11	7.28	7.17
その他	8.00	7.38	6.75	7.13	7.25	7.13
全体	8.01	7.19	6.92	6.88	7.02	6.98

図6 平成25年度助成事業 ヒアリング評価項目別の評価結果 -平均値- (重点支援事業別)



全体をとおして、6つの評価項目全てにおいて概ね良好な評価結果が得られており、当初の事業目的・事業計画で期待された一定のレベル又はそれ以上の成果を上げていると考えられる。

助成区分別にみると、「福祉活動支援事業」「地域連携活動支援事業」に比して、「全国・広域ネットワーク活動支援事業」が何れの評価項目にあってもやや低い評価結果であった。

また、重点支援事業別にみると、「貧困・格差対策」「孤立防止、認知症対策」事業が何れの評価項目にあっても比較的高い評価結果であり、反対に「被災者支援」「児童虐待防止」事業は、比較的低い評価結果であった。

b) 総合評価結果 -約6割の事業が高く評価できる水準-

表6及び図7は助成区分別、表7及び図8は重点支援分野別の総合評価の結果である。

表6 平成25年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		社会参加		災害広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	1	6.7%	1	2.1%	4	11.4%	0	0.0%	0	0.0%	6	6.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	10	66.7%	26	55.4%	19	54.3%	1	100.0%	1	50.0%	57	57.0%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	4	26.6%	18	38.3%	7	20.0%	0	0.0%	1	50.0%	30	30.0%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	0	0.0%	1	2.1%	2	5.7%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.0%
D 全般的に多くの課題のあるもの	0	0.0%	1	2.1%	3	8.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	4.0%
合計	15	100.0%	47	100.0%	35	100.0%	1	100.0%	2	100.0%	100	100.0%

図7 平成25年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（助成区分別）

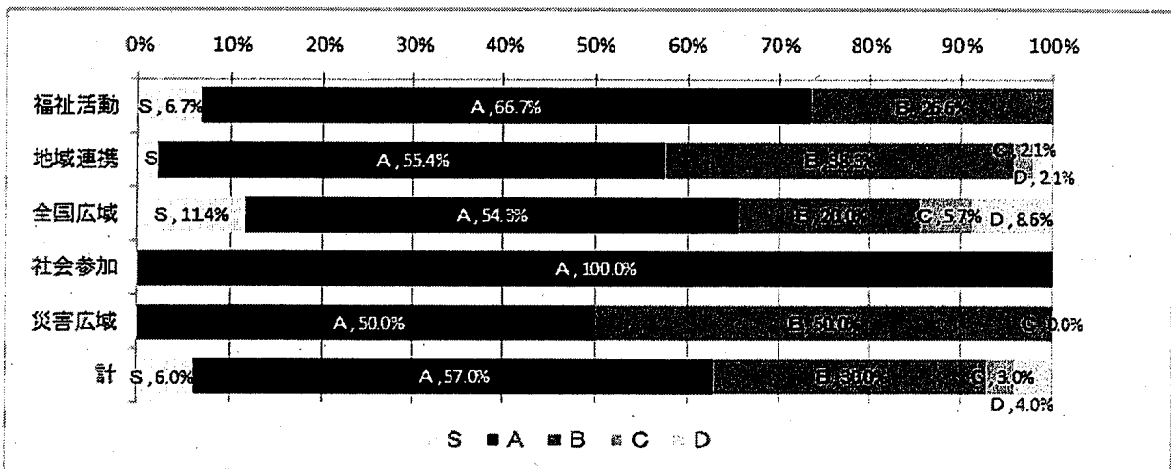
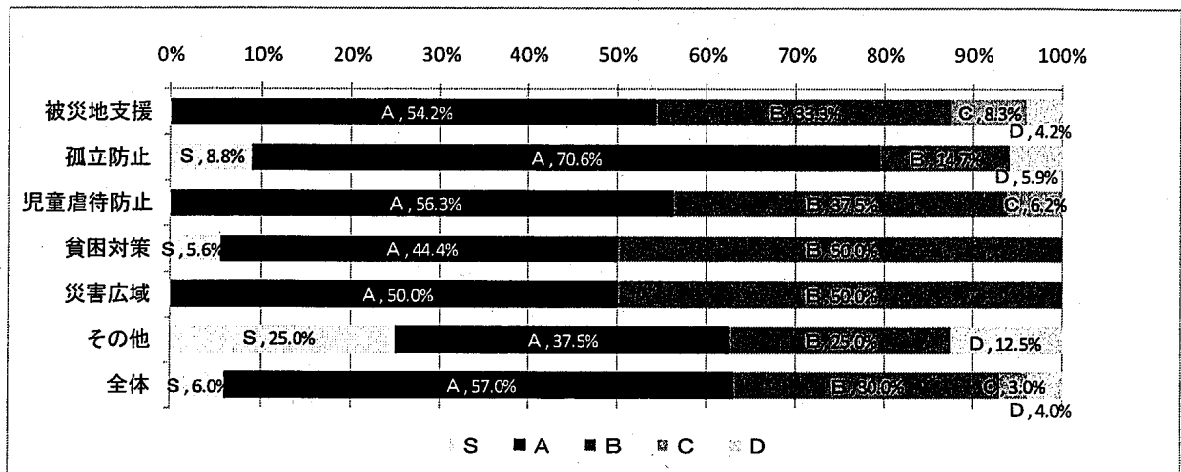


表7 平成25年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）

区分	被災者への支援		高齢者などの孤立防止		児童虐待防止		貧困・格差対策		災害広域		その他		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	3	8.8%	0	0.0%	1	5.6%	0	0.0%	2	33.3%	6	6.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	14	58.3%	18	52.9%	9	56.3%	13	72.2%	1	50.0%	2	33.3%	57	57.0%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	7	29.2%	11	32.4%	6	37.5%	4	22.2%	1	50.0%	1	16.7%	30	30.0%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	2	8.3%	0	0.0%	1	6.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	3.0%
D 全般的に多くの課題のあるもの	1	4.2%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	16.7%	4	4.0%
合計	24	100.0%	34	100.0%	16	100.0%	18	100.0%	2	100.0%	6	100.0%	100	100.0%

図8 平成25年度助成事業 ヒアリング実施事業の総合評価結果（重点支援事業別）



※その他については、助成決定額が700万円を超える団体

全体としては、「S（非常に高く評価できる水準にあるもの）」評価が6.0%、「A（高く評価できる水準にあるもの）」評価が57.0%となっており、総合評価では約63.0%の事業が高く評価できる水準以上にあるという結果であった。

助成区分別でみると、「地域連携活動支援事業」については、A評価以上の割合が57.5%、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」については、A評価以上の割合が65.7%という状況にあった。一方で、C・D評価については、7事業のうち、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」が5事業を占めた。「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」は、全国又は広域的な普及・充実に図るため、二つ以上の都道府県で複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有する事業を対象とすることから、より高度な実施体制や実行力が求められる。さらには、助成金額も高額であり、それに見合う事業実績や成果の説明が求められることから、一部課題を残す結果となったものと考えられる。

重点支援事業別でみると、A評価以上の割合は、「貧困・格差対策」（77.8%）と相対的に高い評価となっている。

全事業をとおして、「良好な水準にあるが、一部課題のあるもの」として、具体的にヒアリング評価で指摘された事項としては、「事業成果の取りまとめが弱く、客観的なデータによる分析・考察ができていない」といったものが挙げられた。

以上がヒアリング評価の概要である。個別のヒアリング評価結果については、平成27年度以降の事業継続や団体の運営などに活かしていただくため、ヒアリング評価を実施した助成先団体全てにフィードバックを行っている。

また、特に優れていると評価された事業については、本報告書に、事業の概要や評価のポイントなどについて掲載するとともに、機構のホームページやメールマガジンなど、複数の媒体で優良事例として広く紹介している。

なお、機構事務局が行うヒアリング評価においては、助成先団体の事務所や実際に活動されている実践場所に赴き、書面や電話だけでは知り得ることのできない状況も確認することとしている。その際、評価の実施のみならず、他地域での助成事例の紹介や助成金に関する情報の提供を行うほか、団体に対するアドバイスを行うなど、顧客サービスや現場との意見交換などの貴重な機会となっている。

ヒアリング評価を通して得られた評価結果等については、本報告書に活かすとともに、

平成27年度助成対象テーマ等の見直しに関する国への提案や、「平成27年度社会福祉振興助成事業 募集要領」に反映し、助成プログラムの改善に活かすこととしている。

### ③ 書面評価の概要

書面による評価は、平成25年度の全295事業のうち、ヒアリング評価の対象となった100事業を除く合計195事業について、評価方針に基づき、機構事務局において実施した。

評価に用いた書面等は、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業の成果物（事業報告書その他の作成物等）である。

評価の実施にあたっては、事業の内定段階から助成事業の完了まで関わりをもった助成担当者による、より長期的な視点に基づいた評価を実施することによって、事業計画時の状況、事業実施期間中の進捗・経過なども加味したうえで、書面上の情報に留まらない評価に努めている。

なお、評価項目については、書面が中心となる限られた材料により行うため、プロセス評価の「事業実施体制」及び「事業実施プロセス」、成果評価の「アウトプット」及び「アウトカム」の4項目とした。

#### a) 評価項目別の評価結果 ー何れの評価項目も概ね6ポイント前後ー

評価項目別の評価結果については、表8及び図9のとおりである。

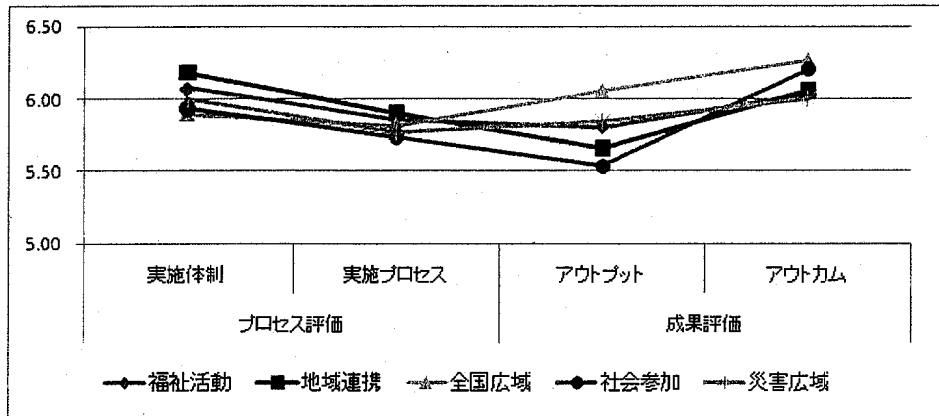
項目別にみると、助成区分ごとに大きな差異はなく、いずれも6ポイント前後の間に収まっており、良好な水準以上にあると考えられる。なお、「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」の書面評価からは、事業の実施体制や事業の実施プロセスについては低い一方で、事業が計画どおりに実施され、予定した成果を生むものとなったか、量的な指標をどの程度達成できたか、また事業の利用者等のニーズを満たし、価値ある成果を上げることができたか、などの成果評価については他の助成区分と同等の水準の評価となっている。



表8 平成25年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)

区分	プロセス評価		成果評価	
	実施体制	実施プロセス	アウトプット	アウトカム
福祉活動	6.07	5.86	5.80	6.04
地域連携	6.18	5.90	5.66	6.05
全国広域	5.89	5.82	6.05	6.26
社会参加	5.93	5.73	5.53	6.20
災害広域	6.00	5.77	5.85	6.00
全体	6.06	5.85	5.78	6.10

図9 平成25年度助成事業 書面評価の評価項目別評価結果 -平均値- (助成区分別)



▼評価基準

レベル	スコア	評価指標
S	10	非常に高く評価できる水準にあるもの
	9	
A	8	高く評価できる水準にあるもの
	7	
B	6	良好な水準にあるが、一部課題のあるもの
	5	
C	4	一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの
	3	
D	2	全般的に多くの課題のあるもの
	1	

b) 総合評価結果 - 9割の事業で良好な水準以上を占める -

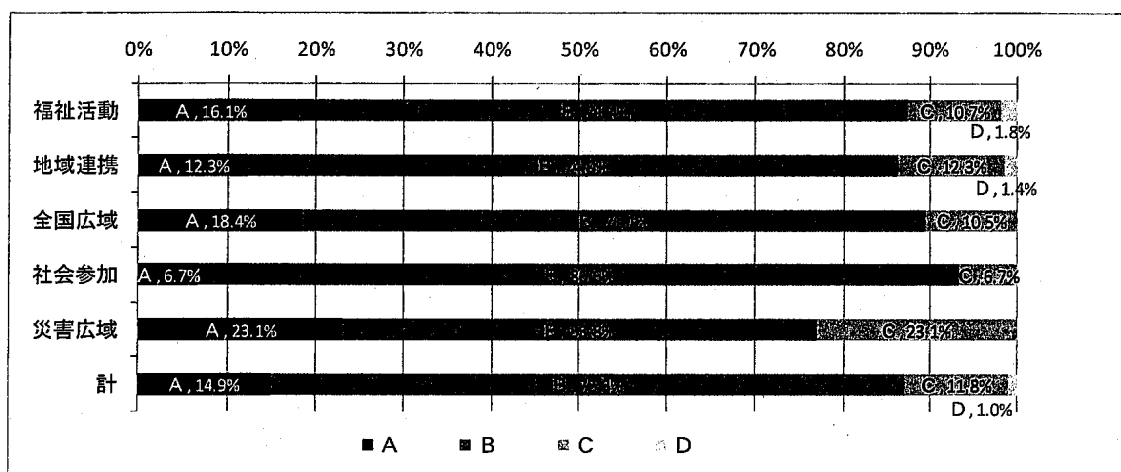
総合評価の結果については、表9及び図10のとおりである。

各助成区分ともに9割の事業で良好な水準以上にあるといった評価が得られており、大半の助成事業が当初の事業計画に基づいた一定の成果を上げていると考えられる。

表9 平成25年度助成事業 書面評価の総合評価結果 (助成区分別)

区分	福祉活動		地域連携		全国広域		社会参加		災害広域		計	
	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率	事業数	比率
S 非常に高く評価できる水準にあるもの	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
A 高く評価できる水準にあるもの	9	16.1%	9	12.3%	7	18.4%	1	6.7%	3	23.1%	29	14.9%
B 良好な水準にあるが、一部課題のあるもの	40	71.4%	54	74.0%	27	71.1%	13	86.6%	7	53.8%	141	72.3%
C 一定の水準にあるが、かなり課題のあるもの	6	10.7%	9	12.3%	4	10.5%	1	6.7%	3	23.1%	23	11.8%
D 全般的に多くの課題のあるもの	1	1.8%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.0%
合計	56	100.0%	73	100.0%	38	100.0%	15	100.0%	13	100.0%	195	100.0%

図10 平成25年度助成事業 書面評価の総合評価結果（助成区分別）



評価指標ごとにみると、全体で、非常に高く評価できる水準（S）にある事業はみられなかったものの、高く評価できる水準（A）にある事業は29件（14.9%）みられた。また、一定の水準にあるが、かなり課題のある事業（C）及び全般的に多くの課題がある事業（D）も25件（12.8%）みられた。この中には、ヒアリング評価で前述したものと同様、対象者のニーズの把握など事前準備が必ずしも十分でないまま事業を開始したもの、成果の可視化や客観的なデータによる分析・考察が十分でなく、報告書の読み手や評価者にとって分かりづらいもの、事業を実施することが主体となってしまう、当初の目的に対する進捗管理が十分になされていないもの、前回の助成後に指摘したアドバイスが今回の助成事業に残念ながら十分に活かされていないものなどもみられた。

書面評価を行った事業であっても、助成事業を呼び水として今後どのような波及効果が生まれるのか、フォローアップ調査などの手段で事業継続の状況を掴み、現地への訪問や電話での聴き取り等を通じて、引き続き事業の発展過程を見守ることとしたい。

なお、先述のとおり、「自己評価」、「ヒアリング評価」、「書面評価」の3つの評価手法において、自己評価は他の評価結果に比べて高く評価され、また書面評価結果については、ヒアリング評価と比較すると、やや評価結果が低い傾向となった。

自己評価実施の目的は、助成先団体が助成事業終了直後の時点で、実施した助成事業の内容を振り返ることにより自己点検の機会とし、事業の成果や改善に対する気づきを促すことにある。そのためには、助成先団体にとって、有効な振り返りの機会となるような活用の案内や自己評価書様式の工夫が求められる。

また、書面評価は、助成先団体によって作成された助成金要望書、助成金申請書、進捗状況調査票、助成事業完了報告書、自己評価書並びに事業成果物（事業報告書その他の作成物等）を用いて、事務局が事業の実施状況やその成果の確認などを行いつつ実施することから、事業実施過程や参加人数、実施回数など直接的アウトプットといった評価項目が中心となる。

一方で、ヒアリング評価においては、助成先団体と対面式でヒアリングを実施することにより、事業への推進姿勢や、実施過程における目標の達成に向けた成功要因や阻害要因を明らかにするとともに、支援対象者や地域、社会などへの好変化や波及効果などのアウトカム評価を行い、これにより、より詳細で有用な情報を得ることが可能となり、つづきにアウトプットとともに費用対効果などを確認することができるため、定量的にも定性的にも質が高く、最もバランスのとれた評価結果となる。

### 3. 成果、課題のみられた事例

平成25年度の助成事業では、NPO等の多様な社会資源が有機的に連携・ネットワークを図りながら、地域の実情に応じた様々な課題の解決に向けた創意工夫のある活動を重点的に支援することとした。また、助成テーマについては、行政の普遍的な制度・施策では支援の手の行き届かない福祉課題を厳選し、この中でも特に「東日本大震災で被災された方等への支援」、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」及び「貧困・格差対策」の4つのテーマを重点的に支援する事業として、積極的に採択を行った。

本年度の事業評価にあたっては、これらの視点を踏まえ採択された事業について、当初の事業計画が予定通りに遂行され、記載していた成果が十分に表れているか、さらに助成期間終了後の事業の継続性や期待される波及効果など、ヒアリング評価を実施したものを中心に検証を行った。

以下では、ヒアリング評価等の結果において、成果あるいは課題が確認された事例について次の観点から取りまとめる。

#### 【成果のみられた事例】

- (1) 重点的に支援している分野における成果のみられた事例
  - ア. 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業
  - イ. 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業
  - ウ. 児童虐待防止に関する事業
  - エ. 貧困・格差対策に関する事業
- (2) 有機的な連携・ネットワークにおいて成果のみられた事例
- (3) 先駆的な取り組みを展開している事例
- (4) 成果物等を効果的に活用した事例

#### 【課題のみられた事例】

- (5) 課題のみられた事例

## (1) 重点的に支援している分野における成果のみられた事例

(S評価6事例中2事例、A評価57事例中15事例、B評価30事例中1事例を紹介)

### ア. 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業

#### ●被災地の復興が進むにつれ、深刻化する貧困・格差に着眼し、ひきこもりやアルコール依存などから生活困窮に陥っている方々の生活再建に向けた支援に取り組んだ事例

##### 【一般社団法人SAVE IWATE】

本事例では、盛岡市内に避難している東日本大震災の被災者のうち、ひきこもりやアルコール依存などから生活困窮に陥っている方々の生活再建に向けた支援に取り組むことを目的にフードファームでの支援事業を実施した。農作業を通じて生活困窮者自身が自尊心を取り戻し、生活再建に向けた意欲を持つよう促すことができた。被災地では、復興が進むにつれて人々の暮らしも少しずつ変化し、高齢者や障害者、ひとり親家庭など生活困窮に陥りがちな方々が様々な側面に取り残されるといった被災者間の格差も顕在化しつつある。このような現状に対し、本事例は、地域における中間就労や就労準備訓練の必要性を課題として明確化したものであり、今後も継続的な取り組みと事業の拡充が望まれる。

#### ●広域避難者のための相談窓口を設けることで、広域避難者に必要な情報を届け、支援対象者が抱える課題を整理し、支援に結びつけることに取り組んだ事例

##### 【東京災害支援ネット】

東日本大震災の広域避難者の多くは、様々な困難を抱えて生活しているが、賠償金や支援制度などは複雑であり、とりわけ広域避難者を対象とした支援制度の情報は非常に乏しく、情報を取得できたとしても理解するのも難しい状況にある。本事例では、被災者支援に詳しい法律家などを派遣し、無料相談会の開催、フリーダイヤルによる電話相談窓口の設置などを行うことで、能動的にニーズを発掘し、広域避難者の抱える課題を整理し、活用ができる社会的支援制度の紹介などが行われた。

長引く避難生活に疲れ、広域避難者は声を挙げることは容易ではない。さらには、個々の家族の状況や被災の度合いによって状況は異なり、一様ではないことは想像に難しくないところである。しかしながら、それらの実態を反映した社会的支援の在り方を提案しようとする活動は、現場の活動を通じてみえてきた課題や必要とされる支援を提言していくという本助成の趣旨に大いに合致するものと考えられる。

#### ●慣れない避難生活や環境の変化により、ストレスを抱えている発達障害児など「気になる子ども」を対象にした支援や保育者の負担軽減に取り組んだ事例

##### 【社会福祉法人全国心身障害児福祉財団】

震災後、不安な環境下で過ごすことで、睡眠障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）

を引き起こすケースも多く、避難所での慣れない生活や環境変化などにより精神的ストレスを抱えた発達障害児など「気になる子ども」への対応や保護者支援に苦慮していることが課題として挙げられていた。本事例では、「気になる子ども」を対象に日常的な支援を行っている保育者の負担軽減や支援体制の整備を目的に、被災地で直接子どもたちに対応してきた関係者とともに、災害時の支援の在り方、発達障害児への理解や支援の必要性について、研修会の実施を通して啓発を行った。遊びを通じた支援の方法など、理論と実践の研修は日常的な保育の実践につながり、イベントの開催により、子どもたちや保護者の心理的な負担の軽減をすることにつながった。事業を通じて得られた成果をもとに、災害発生直後の発達障害児及び保護者の抱える問題、不安など具体的事例を通じて分析し、避難所における対応のあり方を提言されることも期待される事業であった。

### ●仮設住宅で生活する子どもたちへの支援を通じてコミュニティの再生に取り組んだ事例

#### 【特定非営利活動法人ビーンズふくしま】

東日本大震災による原発事故で長期にわたる避難生活を送っている子どもたちに対して、安心して学んだり、遊んだりできる環境を保障することを通じて、子どもの心のケアを目的とした学習支援を実施した。日々状況が変わる避難生活の中、仮設住宅から復興住宅等へ移る家庭も増えているが、今も仮設住宅で暮らし続ける家庭も多くある。その中で、子どもを支える保護者会の組織化を促すことで、子どもたちや家庭を日々丁寧に見守り続けた結果、子どもを中心としたコミュニティ再生につながっている好例であった。事業の実施にあたって、地域の自治会、保護者会、行政、教育委員会と連携して進めており、企業からの寄付等多くの協力体制も確認された。さまざまな機関の協力を得ながら事業継続の体制を構築するための支援が今後も被災地における必要性を示唆する事例であった。

### ●過疎化と人口流失に直面する地域で、外部の資源を活用しながら高齢者の孤立防止に取り組んだ事例

#### 【特定非営利活動法人いわて地域づくり支援センター】

本事例では、岩手県沿岸部において、高齢者の孤立防止を目的に入浴施設や隣町のショッピングセンターに行くための移動支援を行った。本事例を通じた外出は、移動手段を持たず外出の機会が限られてしまいがちな高齢者にとって大きな楽しみであり、また継続的に参加する中で参加者同士のつながりを生み出す場でもあった。地域性や高齢者のニーズを十分に把握し、地域の高齢者福祉施設、診療所から声かけをし、参加を促すなど、地域における連携が取られ、また、移動支援に同行するヘルパーにより、当日の利用者の顔ぶれや体調などを考慮しながら主体的かつ柔軟な対応がなされていた。そして、事業の重要な部分であるが、人手の足りていなかった運行管理について、外部の人材が後方支援することで、事業の継続が可能となった。介護を必要とする老人デイサービス等の役割とは一

線を描いた、村の高齢者の生活援助の支援策の一つとして定着させていた。

震災後、後方支援の多くは、被災地の住民の主体性による連携の再構築を目指す一方、過疎化と人口流失の問題からそれが難しい地域もある。事業継続の要望はあってもその実現は財源確保からも、さらには担い手の確保からも厳しい状況にある。このような現状に対し、本事例は外部資源を上手く活用しながら対応を模索した事例であり、深刻な少子高齢化が進む地域において介護保険料の抑制の観点からも長期的な効果が期待できる事例であった。

#### (まとめ)

本年度のヒアリング評価の対象となった被災された方等への支援に関する事業では、時間の経過とともに一層個別化・複雑化する被災者のニーズに対し、多様な団体が連携・協働しながら事業に取り組む事例が多く見受けられた。

被災後、転居や失業による引きこもりなどの生活困窮者に寄り添って、農作業などからゆっくと生活再建を目指した事例、発達障害児などへの集団保育の取り組みから環境整備を目指した事例、支援制度等に関する情報取得が困難にある広域避難者に対し、個人ニーズの支援者への結びつけを目指した事例など、復興に向けた行政の支援施策は進みつつあるものの、それだけでは十分に対応しきれない個別性の高い課題を抱えた人たちを対象とした事業が展開されていた。いずれの事例においても、団体のもつノウハウを活かし、利用者に寄り添ったきめ細かな活動が実現されていた。とりわけ、支援が必要な状況にあっても、自力で支援にたどり着くことが難しい状況にある支援対象者を支援へ結びつける役割を果たしたことは、本助成事業の成果の一つであろう。今後もこのような活動を行う団体を重点的に支援していく意義は大きいと考えられる。

しかしながら、被災地主体での運営を目指し、他の地域の団体からのノウハウ移転や後方支援が進む一方、岩手県沿岸部における高齢者の移動支援や福島県の仮設住宅におけるコミュニティ再生の事例などからみられるように深刻な課題も浮き彫りとなった。従来から課題として認識されていた過疎化に加え、被災による人口流失、仮設住宅における被災者間の格差がより課題を深刻化させる。継続財源や福祉人材に限らず、地域の活動の担い手が確保できないといった課題も明らかになった。後方支援や外部資源を上手く取り入れながら事業を継続しているが、継続的に外部資源を活用するためには、行政の予算化につなげるなど中長期的な計画の着地点を見据えたうえで戦略的に支援を行っていくことがより一層求められる。

震災から4年が経ち、国は復興のステージに対応し、今後も引き続き、被災者支援施策の強化を図ることを明言している。見守りによる孤立防止、災害公営住宅への移転後のコミュニティ支援や地域活性化活動、心のケアを目的とした学習支援などを進めていく中で

NPOなどの民間の活動に期待が高まる。これらの施策の実現に向けて、WAM助成では、個別性の高い取り組みへの支援や、活動の担い手が不足している地域への支援などを今後も引き続き進めていくことが必要である。

## イ. 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業

### ●認知症の高齢者に寄り添いながら支援できる人材を地域に育成したことで、住み慣れた地域に暮らし続けるための地域づくりを進めている事例

#### 【特定非営利活動法人福祉NPO支援ネット北海道】

平成27年度に予定されている介護保険制度の改正により、要支援サービスが介護保険本体給付から除外されることや、利用者負担の変更等により、地域で高齢者を見守るシステムがますます重要となる。その中で、この事例では認知症に対応できるボランティアの養成や、養成した人材を支援の必要な人につなげるコーディネートが行われることで、認知症の高齢者が、住み慣れた地域で住み続けることを後押しした。また、本事例では、認知症の高齢者に適確に対応できる人材養成講座からボランティアコーディネート、マニュアル作成と一貫した事業を推進したこと、またボランティアの育成にあたっては市や地域包括支援センターなどの協力を得ながら進めたことで、着実な学びを実践に活かすことが可能となった。認知症カフェは、認知症の方や家族の居場所として機能し、認知症に取り組んできた家族会やさまざまな団体とともに、地域で認知症の方を支える支援システムが構築された。事業実施の翌年度には、本事業の取組みの一部が市のモデル事業となり、今後は作成されたマニュアルとともに普及拡大が期待される好例の一つである。

### ●全国の男性介護者のネットワークを構築したことで、男性介護者がもつ知恵や経験を集約させ、孤立しがちな介護者への支援策に繋がった事例

#### 【男性介護者と支援者の全国ネットワーク】

本事例では、既に全介護者の3割が男性介護者であるにもかかわらず、女性介護者を前提とした施策や慣習的な男女の役割分担に対し、男性介護者の置かれた現状について問題提起を行い、男性介護者を支える先進的で重要な活動であった。

孤立しがちな男性介護者の当事者グループ活動による癒しと支え合い、イベントの中で当事者自身が「語り」、同じ立場にある者の奮闘ぶりを「聴く」こと、またグループ内で「教える」や「教わる」という過程を通じて、新たな生き方・価値観の創造が実現されていた。本事業を通じて各地に点在していた取り組みについて情報を共有したことで、男性介護者の当事者のグループの発掘とネットワーク化が進み、各地の団体の活動の更なる充実が期待されるなど、社会的意義が極めて大きな事業であった。



●**地域の特殊性を踏まえ、孤立しがちな高齢者の自尊感情や生きる意欲を取り戻すための支援に取り組んだ事例**

**【NPO法人HEALTH SUPPORT HINATA】**

日雇い労働者が多い、労働環境が安定していない、医療機関の受診が十分でないなどの課題に対し、対象地域の特殊性を配慮して実施した事業であった。見守り支援や、健康相談を行う、実践的健康学習教室を開催することで、閉じこもり、抑うつ、アルコール依存などの問題などを抱えている人々を必要な支援につなぐ活動が展開された。さまざまな福祉課題を抱え、孤立状態にある高齢者の生活や健康上の問題について、看護師が関わることで、自己肯定感を獲得し、孤立感が軽減するとともに生きる意欲が向上したという支援対象者の変化も確認できる事例であった。

(まとめ)

孤立防止に取り組む事業では、見守り訪問、買い物支援、配食サービス、常設サロンなどを通じた居場所づくりなど、地域の住民が互いに助け合い、支え合う仕組みづくりに取り組む事業が多くみられ、地域住民と多様な地域資源が連携し、様々な手法で当事者に関わり合う仕組みを構築し、充実・発展させていた。

また、本年度のヒアリング評価を行った事業の中には、高齢者や障害者に限らず、生活困窮者や摂食障害の状況にある人など、福祉的な課題を抱え、社会から孤立している人への支援を実現しているものもあった。

認知症対策においては、平成27年1月「認知症施策推進5カ年計画（新・オレンジプラン）」が公表され、その中では、認知症の早期発見・対応とともに住み慣れた地域で認知症の高齢者を支援すること、加えて若年性認知症へ対応できる環境整備も改めて強調された。当機構における「認知症の人とその家族を支援する事業」は重点助成テーマに掲げているものの、応募件数は少ないのが実情であることから、団体の取り組みを発掘していくことが今後必要となると考えられる。

ウ. **児童虐待防止に関する事業**

●**育児不安や孤立など親の育児負担感を軽減し、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、児童虐待の発生予防に寄与する事例**

**【特定非営利活動法人ウイズアイ】**

本事例では、育児不安や孤立、産後鬱の予防、親の育児への負担感を軽減することを目

的に地域ネットワークを利用しながら、土日・祝日・夜間の「24時間緊急一時保育」と保育付の「連続講座」を実施した。行政などの既存の一時保育では、事前の手続きが必要であるが、当事業では、電話一本で緊急時にも気軽に利用できるというきめ細やかなサービスを実現されていた。家族の病気や冠婚葬祭時だけでなく、育児に戸惑い、不安・緊張の中で必死に子どもと向き合う親のリフレッシュを目的とした利用も可能とした点において特徴があり、シングルマザーや近隣に頼れる人がいない親などのさまざまな潜在的ニーズにも対応したものであった。

また、育児・子育ての不安を解消し、仲間とともに助け合いながら子育てに取り組む場づくりを目指して、子育てスキルアップを目的とした保育付き「連続講座」を開催した。月1回程度の既存の地域子育て支援事業では、十分な関係づくりに踏み込むのは難しかったが、「連続講座」の開催を通して、日常的に気軽に不安の解消ができる場を構築することができた。

さらには、当団体の作成した「講座開催マニュアル」を用いて、新生児訪問を行っている助産師・保健師などから、同様の自主グループが生まれたという波及効果も、事業の成果として特筆すべきものであった。

●**専門性を活かし、子育てにおいて孤立しやすい環境にある家庭との接触の機会を多く持ち、孤立防止に取り組んだ事例**

**【宝塚市助産師会】**

助産師会ならではの専門性や地域・関係機関との密着性を活かし、児童虐待の未然防止を広い目で捉えた活動であった。乳幼児保護者への支援は、誰もが一度は遭遇するさまざまな困りごとに対応した多様な講座や学習会を開き、育児知識を教示するとともに、保護者との接点をより多く長期的に保ち、保護者を孤立させないという面も、持たせたものとなっており、育児不安の軽減に寄与するものであった。

また、助成実施期間終了後は、同事業が行政の受託につながるなど、地域の社会資源のネットワークの1つとして位置づけが認められた好事例であった。

●**虐待リスクの高い家庭を早期発見・対応するため、妊娠・出産直後から、質の高い家庭訪問ができる人材を養成し、活動の普及に取り組んだ事例**

**【特定非営利活動法人子育て支援を考える会TOKOTOKO】**

本事例では、市と連携し、母子手帳交付時における虐待リスクに応じた「ふるい分け」を実施し、その結果から保健師、保育士、家庭児童員、訪問員、スーパーバイザーで構成する「アセスメント会議」で個別支援の必要な家庭への支援方法を検討し、支援を届けることができた。また、この仕組みの鍵となる訪問員の養成を行い、その実践を踏まえた訪問員養成に関するマニュアルを作成したことも成果の一つであった。行政や地域の子育て団体などの本事業の協力者とどのようにこのマニュアルを運用していくかについては、引

き続き検討が必要であるが、児童虐待防止に向けて、虐待のハイリスク要因を持つ家庭を早期に発見し、個々の家庭の持つニーズに即した適切な支援を届ける仕組みの構築には寄与したものとする。今後は、同様の取り組みを全国に普及させていくための展開が期待される。

●社会的養護の子どもたちの生の声を可視化し、各施設が抱えている課題解決に向けた支援に取り組んだ事例

【特定非営利活動法人こどもサポートネットあいち】

本事例は、児童養護施設等の退所者が社会的に自立するために乗り越えなければならない問題点等を明確にすることで、地域において児童養護施設等の自立・就労を定着させることを目的に事業を実施した。その手法は、児童養護施設等を退所した子どもを対象とした座談会やインタビュー、相談の実施に加え、児童相談所等へのアンケート調査等を行うことで、児童養護施設を退所した若者たちの生の声を集め、若者たちの抱える課題が何かを明らかにした。今後、課題やその解決等について行政へのはたらきかけを実施するほか、社会的養護の子どもへの支援の必要性について社会的認知度を高めるため、取り組みを今後も幅広く発信していくことが期待される事業である。

●自立援助ホームの退去後の自立に向けた寄り添い支援に取り組んだ事例

【特定非営利活動法人地域の子どもは地域で育てる・てとて】

本事例は、児童養護施設等の退所後、生活基盤の脆弱な若者の自立した生活の確保を目的に、金銭管理や衣食住に関する生活スキル向上のためのトレーニングや社会性の向上を目的とした寄り添い支援を行うためにシェアハウスを運営する事業であった。年齢や置かれた環境等により制度的な支援の狭間にいる若者に対する支援の在り方を委員会で段階的に検討し、社会的養護の子ども支援経験者からなる委員会やヒアリングでのニーズ把握を経てシェアハウスの運営を行った。

自立の準備が整うまで、入居者である若者とじっくり向き合う期間が一定程度必要であるため、団体の運営環境の整備が事業実施には不可欠である。そのため、シェアハウスの運営と併せて新たな支援の担い手の育成や財源確保が課題として残るが、事業の必要性を広く社会に向けて発信することが期待される事業であった。

(まとめ)

児童相談所等への児童虐待の相談件数は、右肩上がりであるが、これは児童虐待に対する認識が広まってきたためとの見方がある一方、子育て環境の変化も要因といわれる。核家族化や近隣住民とのつながりの希薄化によって、家庭・地域の養育力の低下や家庭の子育てが孤立を招いており、ハイリスクな家庭に限らず、一般家庭においてもそのリスクは高まって

きている。

前述でみた事例のとおり、「一時預かり」や講座の開催、訪問員による個別家庭の見守りなど、相談しやすい環境の整備や、ただちに手厚い支援が必要とまでは言えないが見守りが必要な妊産婦や乳幼児について、その情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぎ見守り続けるなど、発生予防や早期発見といった観点から虐待防止に寄与する取組みがあった。

社会保障審議会児童部会の児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会における議論のとりまとめ（平成26年11月）においては、妊娠期からの切れ目のない支援のあり方について、相談しやすい体制整備や総合的相談や継続的支援などを挙げ、相談のしやすさという点では、NPOなどの民間機関を活用することも有効であるとしている。そのため、今後は虐待防止に取り組む民間活動への期待はより一層高まっていくものと思われる。

WAM助成においても、ハイリスク家庭を行政につなぎ、見守り続ける個別支援などの事業を支えるとともに、子育て家庭や地域を対象に、幅広く虐待発生のリスク軽減に向けた環境整備や地域づくりを行うという両軸を持ちながら民間活動としての虐待防止に取り組んでいくこととしたい。

また、被虐待児や障害がある子どもの増加に対応した社会的養護の質・量の拡充や、社会的養護の児童の自立支援策の推進等が国の政策でも進められている。しかしながら、その支援の必要性はいまだに関心の低さが伺え、取組みも少ない状況である。貧困連鎖を防ぐ観点からも、児童虐待の防止に取り組む民間活動の重要性は増しており、これらの取組みについてWAM助成で積極的に発掘していくこととしたい。

## エ. 貧困・格差対策に関する事業

### ●地域とのつながりを持ちながら生活困窮者への就労支援を展開し、モデル的な事業に取り組んだ事例

#### 【特定非営利活動法人抱撲】

本事例では、生活困窮、孤立など複合的な要因を抱え、すぐには一般就労が難しい若年者に対し、社会的自立や就労自立を目指すことを目的とした就労訓練事業が展開された。従来の支援は、すぐには就労が難しい場合、生活保護に結びつけるというものであった。本事業では、社会参加に重点を置いた社会的就労の場を提供し、必要に応じて生活保護によって所得を補足していくという個々の状況に伴走的支援が展開された。

さらに、この取組みは、本事業の社会的波及効果や他の同種の若者の就労支援の在り方への具体的な提案やモデルを提示しており、発信力が高く評価されている。

また、協力企業との連携による就労訓練、かつ仕出し・惣菜製造業という地域とのつながり

を持った事業であり、社会とのつながりが限られている若者への支援としては成果も高い。平成 27 年度より新たな生活困窮者支援制度が施行され、就労支援は中核的な支援の柱のひとつとなるが、今後、同様の取り組みが各地に広がっていくことが期待される。

●生活困窮者に陥りやすい若者への支援に取り組む関係者のネットワークを構築することで、若者ホームレスの実態に応じた幅広い実践的な取り組みへの発展が期待される事例

【特定非営利活動法人ビッグイシュー基金】

本事例では、貧困や社会的排除が深刻化し、若者ホームレスだけではなく、社会的な困難を抱えた若者が増加している現状に対して、そのような者への支援を行う各団体の支援プログラムを共有することで、社会的困難を持つ若者支援の充実が図られていた。これは、これまでの団体のホームレス支援の実績と社会的信頼に裏打ちされた活動であり、若者ホームレスだけではなく、社会的な困難を抱えた若者にまで視野を広げたことで、結果として子どもから大人まで支援をしている多様な団体とのネットワークが構築され、制度の枠組みに捉われない連携が可能となった。

社会資源が不足する中、草の根のさまざまな団体・機関の情報が今後重要となってくる。新制度の拡充に向けて、今後関東エリアのみならず、こうした取り組みのノウハウが全国で共有されるよう拡大が期待される事業である。

●貧困・格差対策についてNPOならではの視点で地域に取り組んだ事例

【特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク】

本事例では、地縁、血縁、職場縁が希薄である生活困窮者を対象に、フードバンクを切り口に緊急支援とフードバンクの食品振り分け作業等の仕事を生活困窮者とともに取り組むことを通じて、社会の中での役割を再び見出し、自立へつなげてゆく事業が展開された。

また、特徴的な取り組みとして、路上で生活をする者だけを対象とするのではなく、移動生活を続ける生活困窮者も対象とした。このような生活困窮者は、行政単位で進められる施策では十分に対応しきれない場合も多いが、本事例ではこれらの支援体制も視野に入れるなど、制度の狭間で支援を受けにくい人への支援体制整備のひとつが具体化されるものであった。

地域住民をはじめとするさまざまな人々と資源を束ね、孤立している人々が地域社会の一員として尊ばれ、多様なつながりを再生・創造できることは、人々の主体的な参加を可能にし、その基盤となる。このような制度の下支えとなる取り組みは、NPOなど民間活動が得手とするものであり、今後制度の拡充とともにますます重要となると予想される。生活困窮者自身の主体性を育てるとともに、地域で支える仕組みを構築することで地域の活力を向上させる事例として、同様の取り組みがうまれることが望まれる。

●必要な支援にたどり着くことが難しいとされるひとり親家庭への支援に取り組んだ事例

【一般社団法人長崎市ひとり親家庭福祉会】

ひとり親家庭においては、平成 26 年度の法改正により、支援体制の充実、就業支援施策及

び子育て・生活支援施策の強化等が進められているが、支援策の情報が必要な人に十分に行き届いていないと指摘されている。

本事業では、気軽に利用しやすく、かつ専門性の高いその人の生活に寄り添った総合的な相談体制や環境の整備、生活支援コーディネーターの養成を実施した。研修会の開催だけにとどまらず、養成された人材が地域で相談に対応するという実践的成果のみられる事業であった。ひとり親家庭で支援が必要な人に分かりやすく情報を届けること、また、地域の支援員が相談を受けた時にニーズに沿った情報を適切に届けることができるようにハンドブックも併せて作成した。これらの取り組みにより、地域の相談窓口としての支援員の相談体制の向上にもつながっていくことが期待される事業である。

### ●学習支援を通じて学習習慣・学習意欲を育て、生活困窮家庭における所得格差と学力格差・貧困による負の連鎖を断ち切るための取り組みを行う事例

#### 【特定非営利活動法人みよし子育て・学び支援あすなる】

本事例は、生活保護家庭の子どもだけを対象にするのではなく、ひとり親家庭、福祉・教育的課題を抱える家庭の子どもや社会的居場所を失っている子どもを対象に事業展開された。また、単に学習支援を行うだけでなく、そうした子どもらとともに川の環境美化活動なども併せて実施した。このような地域の一員として暮らしていくための居場所づくりにも力を入れた結果、子どもの自己肯定感が向上し、地継続的に塾へ通い続ける者が増え、高校進学率100%の実績につながった。

生活困窮家庭における貧困の連鎖を断ち切り、育った環境に左右されることがないよう教育の機会均等を図る環境整備を具現化する取り組みの一つとして高く評価された。学習支援事業は全国でモデル事業が行われているが、本事例は、過疎化、少子化が進む地方において、貧困の連鎖の断ち切り、若者定住という地域再生の役割の一助にもつながる事例として今後の活動の展開が期待される。

#### (まとめ)

平成27年度からの生活困窮者自立支援制度の施行に際し、全国各地でモデル事業が取り組まれるなど、制度開始に向けた準備が進められている。また、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が発表され、貧困の連鎖の防止に向けた取り組みを具体化する議論が進められている。

前述のように、平成25年度助成事業における貧困・格差対策に関する事業では、平成27年度から始まる生活困窮者自立支援制度の導入を見据えた先駆的な取り組みが多く見られた。これらの事業には、同じ地域で取り組むNPO、行政、地域住民などとの連携を重視することで事業の充実が図られていた。

新制度のスムーズな導入と普及・定着に向けて、社会資源の構築や支援に携わる人材の育成

が重要となる。また、新制度開始後もなお、制度の狭間で苦しむ人への支援や、声を挙げにくい人へのアウトリーチを行い、行政や制度につなげていくこと、さらには、自立後の地域生活において、孤立し、再び生活困窮に陥ることがないようにアフターケアについても、制度の下支えや民間ならではの活動を振興する役割としてWAM助成で今後支援すべき課題と考えられる。

## (2) 有機的な連携・ネットワークにおいて成果のみられた事例

(A評価 57 事例中 2 事例を紹介)

### ●子育てに不安を抱えた母親の負担を軽減し、長期にわたり多機関で見守り続ける仕組みを構築している事例

#### 【特定非営利活動法人働きたいおんなたちのネットワーク】

本事例では、孤立しがちで子育てに負担を抱えた母親が自信を持って子育てができるようになるまで、さまざまな特色を持つ市内の団体同士と連携して支援するという事業であった。

また、乳児全戸家庭訪問を行う助産師と連携することにより、支援が必要な者を発見し、的確に支援につなげることが可能となっていたことや、子育て仲間作り講座の開催、自主的に集える居場所の開設と、利用者のステップごとに支援の受け皿を用意することで、長期的に、多くの目で家庭を見守ることが可能となり、母親にとって安心できる環境を整備できたことは、子育てに自信を持てなかった母親の不安感を軽減に大いに役立つ結果となった。

#### <具体的な連携の方法・ポイント>

- ・虐待防止に取り組む団体が、孤立しがちで子育てに不安を抱える母親への対応を連携団体の専門性をみながら母親につなぐ。
- ・子育て家庭への対応を1人の担当者で行うのではなく、連携団体と一緒に対応を行った。

#### <連携の効果>

- ・団体を核として地域で子育てに不安を抱える家庭への支援におけるコーディネーター機能がうまれた。
- ・支援が必要な家庭への対応を連携団体と一緒に行っていく中で、連携団体間での情報や知見の共有により、ノウハウを積み重ねることができた。
- ・自団体だけでは対応に限界があったケースにも、連携団体との共同対応や連携団体につなぐことで、支援の幅が広がった。

### ●複合的な福祉的課題を抱える支援対象者に対応するという目的に、専門団体が集まり、ノウハウを集約させ、共有することで支援の幅を拡大させた事例

#### 【日本アノレキシア・プリミア協会】

1980年代から活動を通じて、積み重ねてきたネットワークをもとに、摂食障害に関係するさまざまな団体を選定し、その団体と連携して、課題を丁寧に把握したうえで事業

が行われた。深刻な重複障害を伴いながら、孤立して長期化する摂食障害者を、地域で継続的に支援するために、関係団体のノウハウ不足を相互に補い、ピアサポートグループを有効活用し、当事者の声を反映した支援ネットワークをつくることを目的に、関係団体が連携し、医療福祉相談等の援助職従事者と依存者・助成支援等のNPOの団体職員を対象とした連続研修会や一般向けのシンポジウムを実施した。一団体で実施するよりも、幅広い対象にはたらきかけることができ、また団体が対応できる支援対象者層の拡大を図ることができた事例である。

#### <具体的な連携の方法・ポイント>

- ・事業計画時に連携団体へのニーズ調査を行った。  
(通常の事業とは別に、どのようなことが複数の団体で取り組むメリットとしてあるのか)
- ・一般向けのシンポジウムを共同開催した。

#### <連携の効果>

- ・ニーズ調査と連携機関を通じた広報で、予定以上の人数の集客ができた。
- ・今後、継続的に取り組む意向を確認し、具体的な方向性を共有した。
- ・摂食障害者への支援など、複合的に絡み合う課題を抱える人への支援において、互いに紹介し合うなど、日常的な支援について幅広い対応が可能となった。

#### (まとめ)

WAM助成では、個々の団体による活動だけでは実現しにくい複雑で深刻な課題に対し、同じ分野の団体がそれぞれ得意とする活動を行うことで、共通する問題を解決することを目的に、平成23年度より連携・協働による事業の実施を進めてきた。

前述の事例にみられるように、連携・協働を行うことで、事業実施による情報・プロセス・成果の共有化ができ、各団体の専門性を向上させ、活動範囲の拡大、新たな活動の開拓などにつながっていた。

平成27年度助成からは、効果的な助成事業の実施に向けて、連携・協働して行う事業の助成を強化していくことから、連携・協働による事業のシナジー効果についても積極的に成果把握を進めていきたい。

### (3) 先駆的な取り組みを展開している事例

(S評価6事例中1事例、書面評価よりA評価29事例中1事例を紹介)

#### ●東日本大震災での教訓をふまえて、有事に対応できる人材の育成と全国のリハビリ関連専門職を中心としたネットワークを構築した事例

##### 【一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会】

東日本大震災の教訓から、高齢化が進む日本では、災害時に救命・救助だけではなく、避難所・仮設住宅等における生活不活発に起因する災害関連死を防ぐために組織的に支援していく必要があるということが明らかになった。本事例では、リハビリ関連専門職が災害医療チーム



の一員として組織的に活動を行うことを目指し、「災害リハビリテーションコーディネーター養成」講座が実施された。研修結果を各都道府県に持ち帰った受講者により、研修会や報告会を開催するなど、ネットワークの構築に向けた取り組みもうまれている。災害時の対応に向けた平時からの研修の必要性など、意識的な啓発にも尽力し、今後の全国への波及が期待される先駆的な取り組みであった。

#### ●精神障害者の就労支援・継続のために、インターネットを活用した雇用サポート管理システムを提供する事例

##### 【特定非営利活動法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク】

精神障害者は適切な状況管理と支援があれば、長く働き続けることが可能であり、実際に企業の戦力として活躍している人も存在している。しかし、精神障害の知識や理解の不足から精神障害者の雇用に対する企業の理解は進んでいない。

そこで、本事例ではインターネットを活用した雇用サポート管理システムの構築に取り組んだ。これは、当事者と職場担当者が、毎日入力する状況チェックデータが、支援団体に届き、支援団体、企業、精神障害者自身の3者で「不調徴候のキャッチ」「タイミングを捉えた適切な配慮」「支援機関との情報共有・連携」などの基となるをリアルタイムで確認できる仕組みとなっている。

全国10企業で30名の当事者を対象としてシステムの試験的運用を行った結果、2名が就労に結びついた。また、助成終了後は、行政の「精神障害雇用管理普及事業」として選定されている。

平成30年度には精神障害者雇用の義務化が控えており、新規求職の拡大が見込まれるとともに、就労継続にかかる取組みの重要性が増している。本事業の取組みは、障害者雇用促進法施行に先駆した実践的な事業であり、普及拡大が期待される。

#### (4) 成果物等を効果的に活用した事例

(A評価 57 事例中 2 事例を紹介)

#### ●事業に関わった関係者の声を取り入れるなど活動報告書の内容を工夫したことで、寄付者や事業への協力者を獲得した事例

##### 【特定非営利活動法人せんだい杜の子ども劇場】

本事例は、東日本大震災で被災者自らが、課題解決に関わることができるような自己肯定感を育むため、被災者の社会参加を促すイベントを開催したものであった。自己肯定感を得るには、目標への達成やそれまでの軌跡を多くの者と共有すること、イベントを続けることの意義も大きい。イベントを継続するには、多くの協力者が必要であることから、活動報告書は「広く社会に支援を求める際の事業説明資料としても使いたい」という明確な目標のもと作成され

た。

団体の活動実績、成果や課題がわかりやすくまとめられているうえに、推進委員からの事業評価も盛り込まれ、被災地において、支援者とイベントの参加者が一体感を持って活動していることを確認できるものであった。実際に、次年度以降の活動においてもこの報告書が活用され、本団体の紹介や協力依頼を行った結果、企業などの寄付者や協力者を獲得したことで自立への一助となった好例といえる。

●言葉や習慣の違いから生活困窮に陥りやすい外国にルーツを持つ母子世帯のために母子保健・子どもの就学・就労における日本語等生活に必要な知識に関する講座等を行う事業

【特定非営利法人 多文化共生センター大阪】

日本の総人口は漸減し続ける中、日本人と結婚した外国人女性やその子どもたち等の永住資格を持つ人は増加傾向にある。日本人男性との婚姻関係が破たんし、ひとり親となった外国人の女性は、ことば・習慣・制度の違いや支援体制の不備等の固有の困難を抱えるため生活困窮に陥りやすい傾向がある。

本事業は、このような母とその子を対象に、日本語能力や社会習慣の習得を支援する活動を行った。活動は、繁華街周辺、工場地帯、都市地域と3つの特徴を持つ地域を選定し、外国人母子の生活実態を調査した上で、それぞれのニーズに応じた教室を開催した。

本事業をまとめた報告書は、事業立案の経緯や目的、調査対象地域の分析、教室での内容、事業の成果や評価、今後の展開等が、明確な数値データを交えながら記載されている。また、聞き取り調査結果の記載は、当事者だけでなく、当事者の関係者や行政・支援団体等に及んでおり、事業実施におけるさまざまな視点の参考となるものであった。ホームページでも公開されており、類似事業に取り組む団体の参考としても有益なものとなっている。

(5) 課題のみられた事例

(D評価 4事例中 4事例を紹介)

●事業の実施にあたり、個人情報の収集・管理等のリスク認識が低い事例

【兵庫県・任意団体】

地域住民による見守り体制を強化するために、ワークショップ講習会を複数回実施するとともに、その成果を全国に発信するための報告資料を作成した事業であった。本事業では多くの住民の参加、協力が前提となるが、公表されたパンフレットやホームページ等で個人情報の収集・管理におけるリスク認識に課題のある事例となった。

事業計画に基づく着実な事業実施には、住民や協力者からの信用は大前提であるが、個人情報の取り扱いを誤れば、団体の存在そのものの意義を問われかねない。

【対応】成果物作成にあたり、イベントへの参加者や支援対象者の個人情報の取り扱いについて、事業開始時から機構が手引きや事務説明会等でこれまで以上の注意喚起・周知を行うとともに、進捗状況調査においても特に注意を払うべき事項ともいえる。

●**中長期的な視点に立った事業のプロセスの妥当性や活動実績の分析、成果の取りまとめが計画通りに行われていない事例**

【東京都・特定非営利活動法人】

被災地の沿岸部では、復興の先行きの見通しが立たない中ではあるが、さまざまな復興に向けた行政の計画策定は着手されつつある。また、概ねそのプロセスでは住民を対象とした意見聴取のプロセスも程度の差こそあれ持たれている。しかしながら、本事例では、事業を実施する上で不可欠である行政との連携・協働や被災地の住民を巻き込んで進めていこうとする事業の実施体制が乏しく、中長期の実効性に欠けるのではないかと懸念が残る事例であった。その懸念の要因の一つとしては、活動実績のとりまとめにあたって、参加者数と併せて支援対象者や関係機関の変化など活動実績に基づく分析がされていなかったことが挙げられる。

【対応】事業成果の確実な把握に向けて、活動実績の取りまとめについても更に助言指導を行っていくことが求められる。

●**地域の現状の変化を的確に捉えていない事業展開であり、事業成果の取りまとめについても課題がみられた事例**

【岩手県・特定非営利活動法人】

本事例では、復興に向けて刻々と状況が変わりつつある被災地において、その被災地の変化に対応したとは言い難い事業展開であったと見受けられた。復興を目指した被災地の再生に向けた住民主体の活動につながる工夫が十分ではなく、さらには、事業の成果を取りまとめた事業報告書について、いつ何をしたかという実績報告に留まり、対象者の事業を通じた具体的な変化などの成果の記載が十分とはいえなかった。

【対応】事業の申請や助成決定段階から、活動の実施だけではなく、成果目標を助成先団体と共有し、目標に向けた進捗管理を行っていくことが必要である。

●**参加者を募る際に十分な情報の提示がなく、参加者へ誤解を招く可能性があった事例**

【鹿児島県・特定非営利活動法人】

当初の事業計画に基づき事業を実施するには、事業関係者をはじめ、参加者にも十分な説明が必要だが、広報の方法によっては、参加者が集まらないというだけでなく、団体が真に届けたい人へ情報が届かず広報ツールとして機能しないこともありうる。加えて、広報の仕方や説明の方法によっては、事業内容について参加者や地域にやや誤解を招く可能性も残すこととなった。

【対応】従来から密に助成先には相談に応じるとともに事務局からアドバイスなどを行っているところではあるが、引き続きこうしたケースを想定し、事業の広報などの実施状況について

も、必要に応じて進捗時に確認をしていくことが求められる。

#### (まとめ)

ヒアリング評価結果から、個人情報の取り扱いに関し実施体制に懸念がある事例、広報の実施方法に改善すべき点があった事例、中長期的な団体の事業計画における要望事業の位置づけ、取りまとめなどが不十分であった事例などが課題としてみられた。

本助成の財源は、貴重な税収に基づくものであることから、中長期的な団体の事業計画における要望事業の位置づけ、団体が目指す事業成果の実現可能性、事業の妥当性などについても、審査・選定時からこれまで以上に確認していく必要がある。さらには、事業成果を意識した進捗管理、取りまとめについての助成事業実施期間中における助言指導などについても更なる強化が求められる。

## 4. まとめ

### (1) 平成25年度助成の事業評価を振り返って

平成25年度助成事業の自己評価、ヒアリング評価、書面評価を実施した結果から、ほとんどの助成事業において、概ね当初の事業計画に沿った事業の実施、事業目標の到達がなされていることが確認された。

なお、評価結果及び評価を通して浮かび上がってきた課題などについては、今後のWAM助成のあり方に向けてのPDCAサイクルに活かしていくとともに、国への課題提起や提案、あるいはNPO等による民間の福祉活動の充実のための幅広い支援や情報提供などに活用していくこととする。

#### (各重点助成分野の評価結果)

平成25年度助成は、特に重要性が高いと思われる4分野（「東日本大震災で被災された方等への支援」、「高齢者等の孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」）を重点助成分野として事業を実施した。これらの事業評価から、次のような助成の成果とともに、今後のWAM助成として取り組むべき課題は次のとおりである。

#### ① 東日本大震災で被災された方等への支援

被災地では、震災から4年が経過し、復興に向けた支援施策の整備が進みつつある。しかしながら、時間の経過とともに一層個別化・複雑化する被災者ニーズに、それだけでは十分に対応できていない。そのような中、生活再建に向けた個別性の高い支援活動などが、広域避難者や複雑に絡み合った福祉課題を抱える人に寄り添いながら、きめ細やかに展開されていた。とりわけ、何でも相談窓口の設置や居場所づくりなどを通して、必要な支援に自力でたどり着くことが難しい状況にある人たちを支援に結びつけたことは大きな成果であった。

一方で、過疎化の進む被災地の人口流失や仮設住宅における被災者間の格差がより深刻化している。そのため、コミュニティ再生に向けた事業継続における財源の確保や福祉人材の確保に限らず、地域の活動の担い手すら確保できないといった課題も浮き彫りとなった。このような活動の担い手が不足している地域の再生に向けた活動の支援など、力を入れるべき課題も見えてきた。

#### ② 高齢者等の孤立防止・認知症対策

高齢者等の孤立防止・認知症対策に関する事業においては、それぞれの地域の特徴を踏まえ、地域包括ケアシステムの実現を具体化した介護予防、見守りや居場所づくりなど、地域住民が互いに助け合う「互助・共助」の仕組みを構築する事業がうまれるなど、地域の社会資源として定着するものがみられた。

また、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」の策定等により、WAM助成としても平成25年度より新たに「認知症対策」を重点助成分野に追加した。この分野では、認知症

に対応できる地域のボランティアの養成が行われているが、その後の対応が不十分であり、活かされていない。養成されたボランティアと支援の必要な人をつなげるコーディネート事業など、福祉医療機構ならではの有機的な連携ネットワークなどを地域において構築する事業、認知症の高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続ける基盤づくりに資する事業などを全国で展開していく必要がある。

### ③ 児童虐待防止

児童虐待防止の分野では、家庭や地域の養育力の低下や、子育て家庭が孤立しやすいといった環境に対し、妊娠期・出産直後から相談しやすい体制を整備することで、児童虐待の発生リスクの軽減を図った取組みが成果を上げており、同様の取組みが他地域にも広がることが期待される。また、ただちに手厚い支援が必要とまではいえないが、見守りが必要な妊産婦や乳幼児の情報を市町村の保健師や地域の支援機関につなぎ、さりげなく見守り続けた事例のように、虐待の発生予防や早期発見につなげた取組みも事後評価で確認された。

児童虐待に対しては、公的機関はもとより、気軽に相談できる場としてNPOなどが見守りが必要な妊産婦や乳幼児の情報を市町村や地域の支援機関につなげることによって妊娠期から切れ目のない支援の実現が可能となる。したがって、福祉医療機構は、今後、特に広く子育て支援の観点から地域におけるNPOに対して助成を行っていく必要がある。

### ④ 貧困・格差対策

貧困・格差対策においては、生活困窮者自立支援制度の施行を前に、モデルとなるような先駆的な取組みが福祉医療機構の助成によって行われた。いずれの事例においても、同じ地域で取り組むNPO、行政、地域住民などと適切に連携することで事業の充実が図られていた。

また、ネットカフェを渡り歩く若者のように住所が定まらない移動型の生活困窮者など、制度の狭間にいる人への支援や、母子家庭や精神的な疾患を抱えるなど、声を挙げにくい人を行政や支援制度につなげていく取組みもやはり同様に福祉医療機構の助成によって行われた。

このように、福祉医療機構は生活困窮者自立支援制度に先立ち、新しい事業モデルなどを開発している。これらの開発機能がWAM助成には求められている。今後、声をあげにくい人を行政や支援制度につなげていく取組みは、ますます必要になるとともに、さらには、自立後の地域生活において、孤立し、再び生活困窮に陥ることがないようにアフターケアについても、制度の下支えや民間ならではの活動が重要となる。したがって、今後、WAM助成の大きな柱としなければならない。

#### (助成先団体、助成事業について全体の評価結果から)

平成25年度の助成先団体全体の事後評価（自己評価、ヒアリング評価、書面評価）から、各地でさまざまな成果がうまれたことが把握された。しかしながら、その中には事業計画や実施体制の検討がやや甘く、計画通りに事業が実施できなかった事例、そもそも助成期間中に達成することが難しい目標を掲げていたり、進捗管理や効果測定などのマネジメントが十分でなかった事例、成果の取りまとめについて工夫の余地が残されていた事例などが一部にみられた。

今後、先述のような各分野の活動において成果を上げるためには、まず応募時点から団体の中長期計画における助成事業の位置づけや目標、到達点を明確にすることが重要になってくる。例えば、新たな事業の立ち上げ、あるいは、立ち上げ後の事業の定着、もしくは普及といったような発展過程の中での助成事業の位置づけとともに、それに応じた助成期間中の達成目標が明確になるよう、機構からの的確な助言や指導の充実が期待される。

また、地域や社会、行政などに向けた提案や取り組みの普及に向けた成果の取りまとめ（成果物）を充実させていくことも重要である。成果物は、単に実績報告のためだけでなく、助成期間後に、行政、連携先団体、事業の協力者、あるいは寄付者など多くの者からの信用を得て、ネットワークを拡大・充実するといった事業展開の基盤にもつながるツールとして活用することもでき、結果として、活動団体の自立を促進させるものと考えられるからである。

一方、事業を進めるうえで課題が確認された事例も見受けられた。個人情報等への配慮など、当然のことではあるが、十分な配慮がなされない場合は、国庫補助金による機構の助成制度そのものに対する国民からの信用を失うことにもつながりかねない。先般の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について（平成25年12月閣議決定）」においても、法人の事務・事業の特性に応じてガバナンスの高度化が求められており、指導・管理においてより一層の対応が求められる。

## **（2）今後のWAM助成の充実に向けて**

### **（NPOなどの民間福祉活動への期待）**

社会保障制度改革国民会議の報告書において取りまとめられたように、持続可能な社会保障のためには、「自助・共助・公助」の最適な組み合わせによる民間の活動の重要性が謳われている。社会保障制度改革国民会議の審議の結果を踏まえ、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が施行された。その中では国民の健康の保持及び福祉の増進に係る多様なサービスへの需要が増大していることを鑑みたくて、地域における創意工夫を生かしつつ、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実や、介護予防、子どもの健やかな育ちには、「民」の力は欠かせないものとして従前にも増して民間福祉活動への期待は高まっている。地域で支え合う「互助」は今後ますます重要となり、深刻化、複雑化する地域課題に対し、柔軟かつ、きめ細やかに、そして迅速に対応できる民間ならではの活動への期待も大きい。

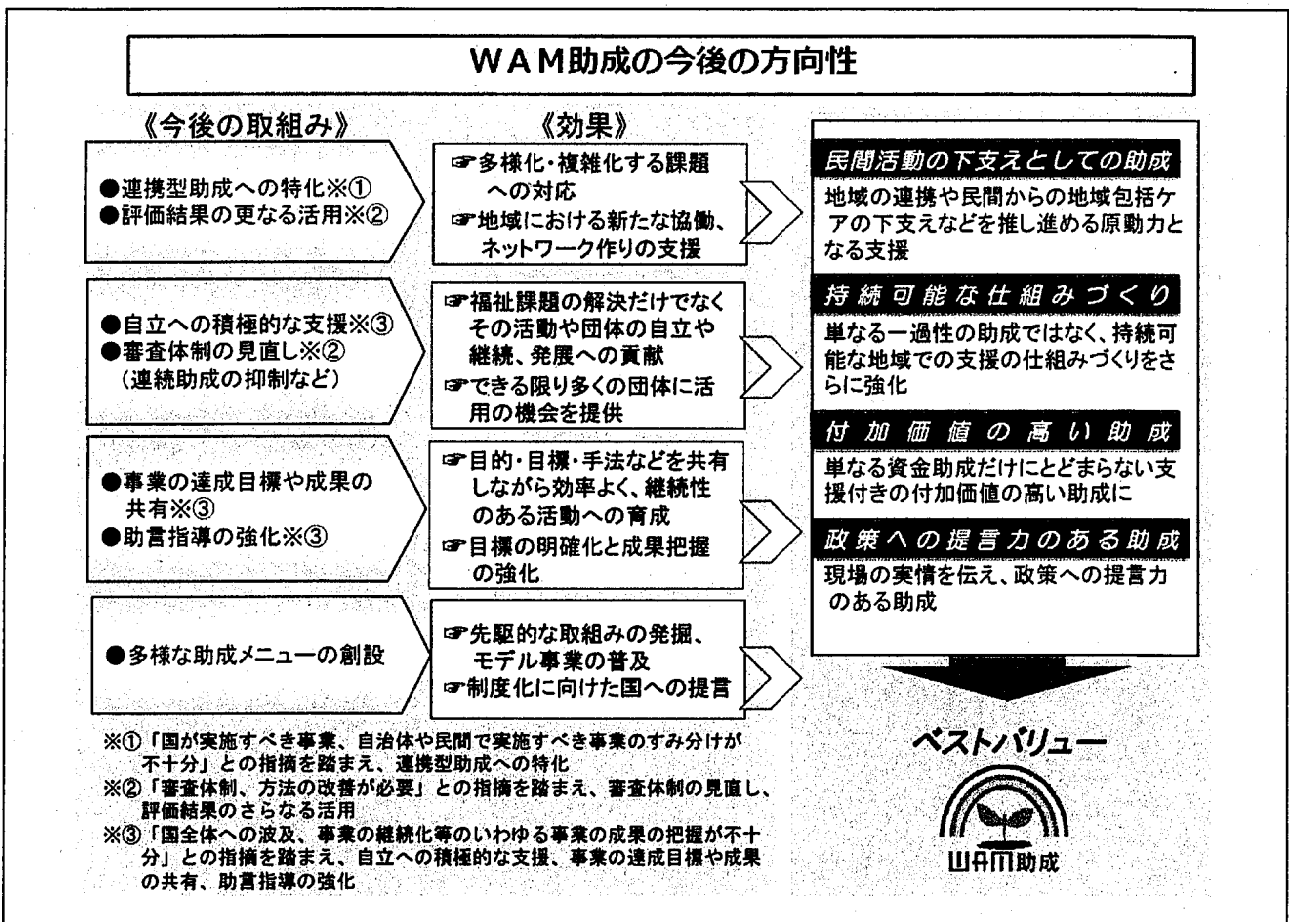
また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、日本は子どもの貧困率が先進国の中でも著しく高いことから、喫緊の解決に向けた議論が行われている。その中では、子どもの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活支援、保護者への就労支援などとあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何よりも重要とされ、官民の連携などによる展開が求められている。

### **（WAM助成の仕組みのあり方）**

昨今の国民ニーズに応じた社会保障政策のシステム構築に際して、NPOなどの民間の福祉活動がより充実したものになるよう、WAM助成では今後もより戦略的な支援を行い、一層有効な助成事業を展開していくことが求められる。

今回の事業評価を通して得られた評価結果等を基に、以下に今後のWAM助成のあり方と、それに向けた具体的な方策について列記しておく。

なお、このWAM助成については、平成26年6月23日に行われた「行政事業レビュー公開プロセス」において、「国で実施すべき事業、自治体・民間とのすみ分けを抜本的に整理した上で、審査体制を改善しつつ事務費の見直しを行うとともに、事業成果を十分に把握する仕組みが必要」とのコメントを受けたが、以下のような各般の措置に取り組むことで、これらの事項についても対応した上で、これまで以上に我が国の民間福祉活動の振興に不可欠な、WAM助成独自の助成効果、政策効果を生みだされることにつながっていくものと考えられる。



#### ① 評価結果の更なる活用と、審査から評価まで一貫した戦略的な採択

事業評価から得た知見を活用した助成テーマの設定や助成制度の見直し、事業評価のとりまとめからの戦略的な事業選定など、評価結果の更なる活用により、審査から評価まで一貫した助成制度の運用を強化していく。

WAM助成の事業評価では、助成先全件を事後評価し、さらに全体の約三分の一の案件につ



いては外部有識者によるヒアリング評価や機構事務局の現地訪問によるヒアリング評価を行っている。こうした事業評価から得た知見を活用し、助成テーマや審査への反映、助成制度の見直しなどを実施してきたが、事業評価をさらに活用した戦略的な事業選定など、審査から評価までの、より一貫した助成制度の運用が求められる。

また、行政事業レビューにおいては、事務の効率化を求められており、前回の評価結果を踏まえた団体状況の確認や事業成果への期待などについて、審査により有効に活用することで、助成先選定の精度を高めるだけでなく、審査日数の短縮化などにもつなげていくことができる。

この行政事業レビューでは、同一の団体が数年間にわたって連続して助成を受けていることについても言及があった。課題解決のために数年にわたって助成が必要となる事業ももちろんあるが、必要とされる活動の立ち上げだけでなく、その活動が定着し、財源を確保して安定的に運営、自立していくことができるよう支援していくこともWAM助成の機能の一つといえる。

したがって、様々な助言・指導などを行うとともに、限られた財源を有効に配分し、多くの団体に助成金の活用の機会を提供するために、連続助成について一定の抑制をかけることも検討する必要がある。

## ② 成果目標の共有

より高い事業成果を上げるため、応募時から成果目標を明確にし、応募から審査、助成期間中、精算・完了、評価まで、助成先団体と機構で共有しながら助成・支援していく。
---

平成25年度助成の事業評価結果からみても、より高い事業成果を上げるためには、まず応募時点から、助成先団体の中長期的な見通しの中での助成事業の位置づけや目標、到達点を明確にすることが重要である。

そのためには、応募する団体自らが、事業を通じて目指すものは何なのか、誰のために、どのような活動を行うのか、その結果、地域や社会、支援対象者にどのような変化がもたされるのか、整理した上で事業の計画を策定する必要がある。また、助成を行う側としても、より効率的に効果を上げるために、このような視点で応募、審査時点から注視していく必要がある。

これらを踏まえ、平成27年度募集においては、団体がとらえている短期、中長期的な課題やニーズに基づき、助成金を活用して解決に取り組みたい課題、また、解決に向けて目標とするアウトプットやアウトカム、助成期間終了後を見据えた資金や人材の確保策などについて確認できるよう応募様式の見直しを行った。

これにより、必要に応じて機構と団体が助成期間中の目標について共有し、その上で設定した目標の進捗管理、評価時の振りかえりを行えるような、審査から一貫した成果を目指していく仕組みがさらに強化されつつある。また、団体の実情や事業の進捗状況がより具体的に分かるようになることで、助成先団体とともに目標の達成に向けて事業を進めることが可能になると期待される。

さらには、今後より一層各助成事業の成果を把握するために評価スキームそのものを深化さ

せ、優れた活動を見つけて普及に結びつけるだけでなく、仕組みとしての助成事業全体の改善点や課題などもより積極的に抽出し、その後の助成事業の選定や助成の仕組みの改善に反映させる「PDCA」サイクルをより機能強化させていくことが期待される。

また、成果把握の強化としては、本年度より着手した、助成終了後、数年した後の発展状況を把握するフォローアップ調査による事業の自立や発展状況把握に加え、自己評価の充実化によって、団体自身が振り返り作業を通して、さらに成果の把握、整理を行うような仕組みづくりや、SROIなどの数的な効果測定の試行なども考えられる。

### ③ WAM助成の独自性を生かした支援の強化

#### ・「連携型」助成の強化

平成27年度助成からは、連携型の助成に特化して実施する。複雑化、多様化し、個別の団体の活動だけでは難しい福祉課題への対応や、連携による助成先団体の専門性の向上、活動範囲の拡大、新たなニーズの発掘・対応などを目指す。また、助成後を見据えた地域の活性化、新たな創生につながる協働関係、ネットワーク構築の強化を図る。

#### ・WAMの他事業とのシナジー効果の追求

機構が蓄積してきたノウハウを活用した貸付事業や他の事業との相乗効果を目指す助成など、機構で行う助成のメリットを最大限発揮できるようなメニューを検討する。

ますます複雑化、多様化し、個別の団体の活動だけでは難しくなっている福祉課題に対して、様々な機関や団体がそれぞれの専門性を持ち寄り、連携して事業を実施することで、お互いの専門性の向上、活動の範囲の拡大、新たなニーズの発掘や対応などにもつなげていくことが、今後一層重要となる。

そのためには、まず平成23年度から行ってきた「連携型」助成の実績を踏まえ、平成27年度助成からは、地域の多様な主体のハブとなる団体へ助成を行う「連携型」助成にしばって実施していくこととする。

この点は、政策動向に沿ったWAM助成の独自性の強化に努めていくという視点においても重要である。平成26年度の行政事業レビューにおける「民間や自治体とのすみ分け」という指摘事項も踏まえ、WAM助成の独自性や意義をこれまで以上に意識し、取り組んでいくことが必要である。その結果として、地域の活性化、新たな創生につながる協働関係、ネットワーク構築のための種を撒くという地域支援も同時に進めていくことが可能となるであろう。

さらには、WAM助成では、特定の地域や分野への支援だけではなく、地域や対象者ごとといった行政管轄などの枠を超えて横断的に取り組まれる総合的、包括的な活動について「連携型」助成を通じて実現させていくことも、一つの役割と考えられる。

また、地域の福祉・医療の基盤づくりを推進する当機構が蓄積してきたノウハウを活用した貸付事業や他の事業との相乗効果を目指す助成など、当機構で行う助成のメリットを最大限発揮できるようなメニューを検討していくことも、WAM助成の独自性の強化による事業効果の拡大に向けた検討材料の一つであると考えられる。

#### ④ 助言・指導の充実

WAM助成ならではの支援としてのヒアリング評価によるフィードバックの充実、活動の参考になるような情報提供を一層充実させる。そのために、助成先に対する日常的な支援や進捗状況調査を強化するとともに、機構事務局の専門性の向上などを図る。

助成金の交付に終始するだけでなく、助成事業の実施期間中にも、折々に助言等を行ってることがWAM助成の特徴の一つとして挙げられる。先述のとおり、事業計画や実施体制の検討が甘かった事例も見られたが、さらに、事業実施期間中に適切な助言を行うことにより、より高い水準の成果が達成できたと考えられる。

公的な資金を財源にした事業実施の前提は、何よりも団体が適正に事業を実施していることを説明できるよう透明性が確保されていることが前提である。

加えて、助成金を活用することで、計画的に短期間で事業の自立を目指し、効率的・効果的に事業を実施していく面からも、助言・指導機能の強化はこれまで以上に求められる。

その一つとして、多くの助成財団等では事前の個別相談などを行わない中、機構では、常時、助成相談を受け、WAM助成の応募の相談のみならず、事業や団体の発展過程に合わせて、事業計画や資金計画の立案、ファンドレイジングや他団体との連携の方法など、機構事務局が主体性をもって助言や情報提供などの側面的な支援も精力的に進めている。今後は、機構主催のシンポジウムやセミナー以外にも、あらゆる機会を通じて、例えば、他機関が開催するセミナーでの出張相談を通じたアウトリーチなど、助言や情報提供を一層積極的に進めていくことが必要であろう。

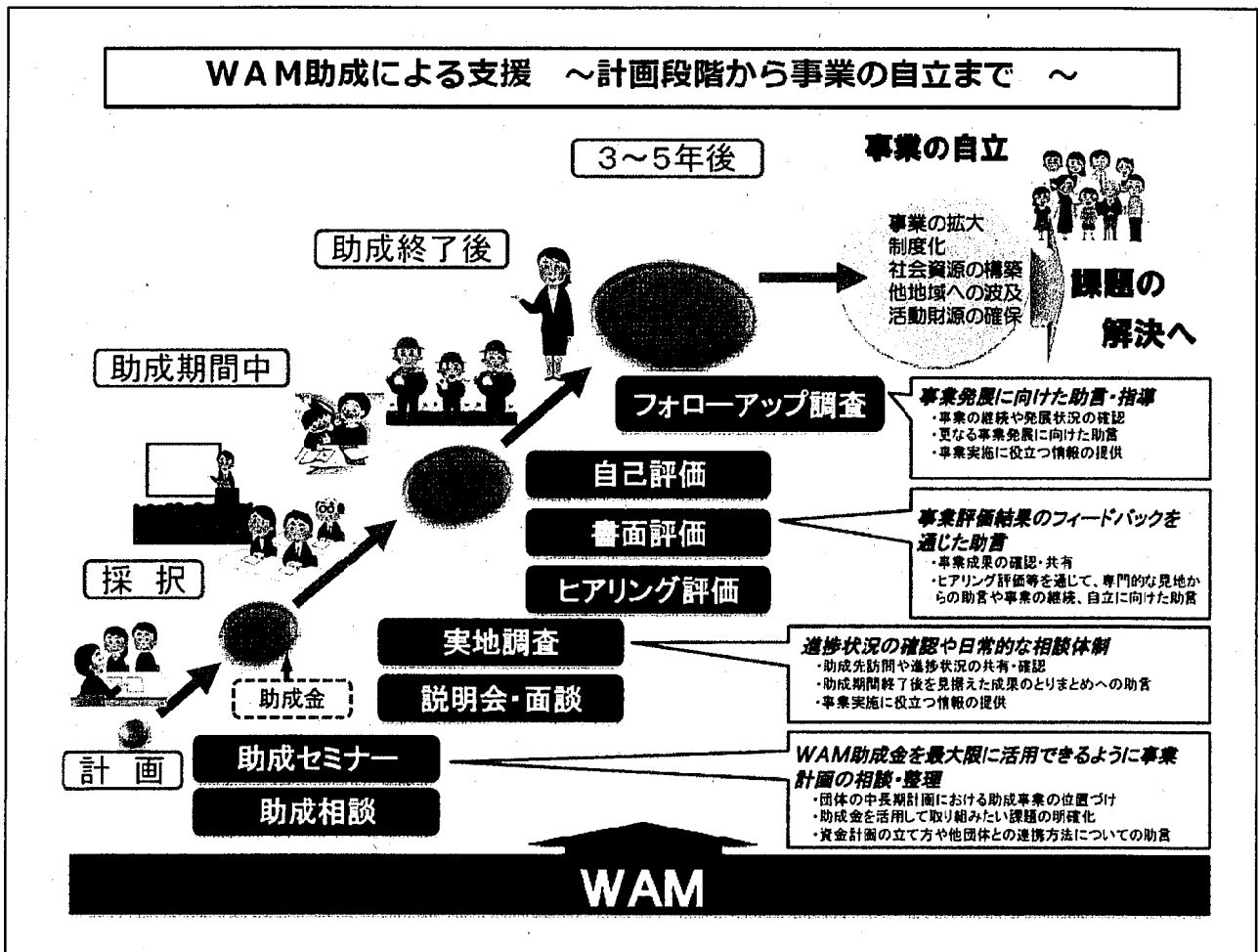
また、今年度においては、これまでも事業実施期間中に行ってきた日常的な状況把握や進捗状況調査に加え、助成先に対する助成期間中の実地調査を拡大し実施した。今夏の委員ヒアリングにおいては、「報告書の作成や広報について、もう少し工夫ができればより事業成果が高まったであろう。」という指摘が多かったことなども踏まえ、成果の取りまとめや翌年度の事業継続に向けた助言・指導を強化したことや、課題を抱えている助成先へ実際に事務局スタッフが現場訪問して軌道修正をするなど、これまで以上に積極的なアウトリーチを行ったところである。助成期間中に現場に赴くことで、団体が活動の中で具体的にどのようなことに困っているのか、今後の方向性を見据え、事業成果をどのように取りまとめることが必要なのかなどについて助言、指導していることは、助成事業を成功に導くだけでなく、以後の活動展開にも少なからず影響を与えるものと考えられる。

さらには、助成の翌年に審査・評価委員会委員が専門的な見地から実施する、あるいは助成先団体の活動する現場に機構事務局が赴き実施するヒアリング評価では、団体のその後の事業運営、改善の参考に資するものになるよう、実施体制・方法などのプロセスとアウトプット、アウトカム等のスコアリング結果に、総合的な所見を加えたものを助成先団体へフィードバックしている。今後は、それらに加え、活動分野での位置づけや事業の自立といった観点からの助言や、WAMがこれまで蓄積してきたノウハウに基づく情報提供などを加えることで、よりフィードバック機能の充実を図ることが期待される。

このように、助成相談から審査、事業実施期間中における進捗確認や助言、助成終了後の事後評価による評価結果のフィードバックなどの様々な手法を通して、事業が生まれ自立するまで一貫して寄り添い、育てていく支援を今後より一層充実をさせていくことが重要である。これらが充実することで、WAM助成の独自性の一つである、単に資金配分だけにとどまらない付加価値の高い支援、成果主義の助成を実現していくものと期待される。

また、こうした様々なアウトリーチの機会を通じて、助成先団体からの現場の声を聞くことで、新たな福祉課題を見つけ、求められる助成テーマや助成の仕組みなどの検討もさらに進めていくことも必要である。そのためには、事業評価等から得た知見や、現場訪問、優良事例から学ぶノウハウ等を検討し共有しながら蓄積していくなど、機構事務局の専門性を向上させつつ、ファンドレイザーやプログラム・オフィサーなどの専門性を持つ人材の育成に努めることも不可欠である。

あわせて、助成先団体の成果把握において、最も相応しい事業評価の仕組みになっているのか、評価スキームの検討も進める必要がある。現在、自己評価、ヒアリング評価、書面評価の3手法で事業終了後に成果を確認しているが、これらの評価方法が、WAM助成の評価方針に掲げる事業評価の目的を達成するために効率的・効果的な手法であるよう、その仕組みのさらなる検討についても、助言・指導の充実に向けた不断の努力とともに進めていくことが必要である。



## ⑤ 助成成果をより高めるための多様な助成形態の検討

### ・「複数年」助成

複数年で取り組むことで、単年度では得られない成果や、より大きな効果があがる活動への対応を目指す。

### ・「フォローアップ型」助成

優れた成果を上げ評価の高かった活動のうち、更に助成を行うことで支援のエリアや対象が広がる、あるいは支援の質が一層向上するなど、より大きな助成成果を目指す。

### ・「開発型」の助成

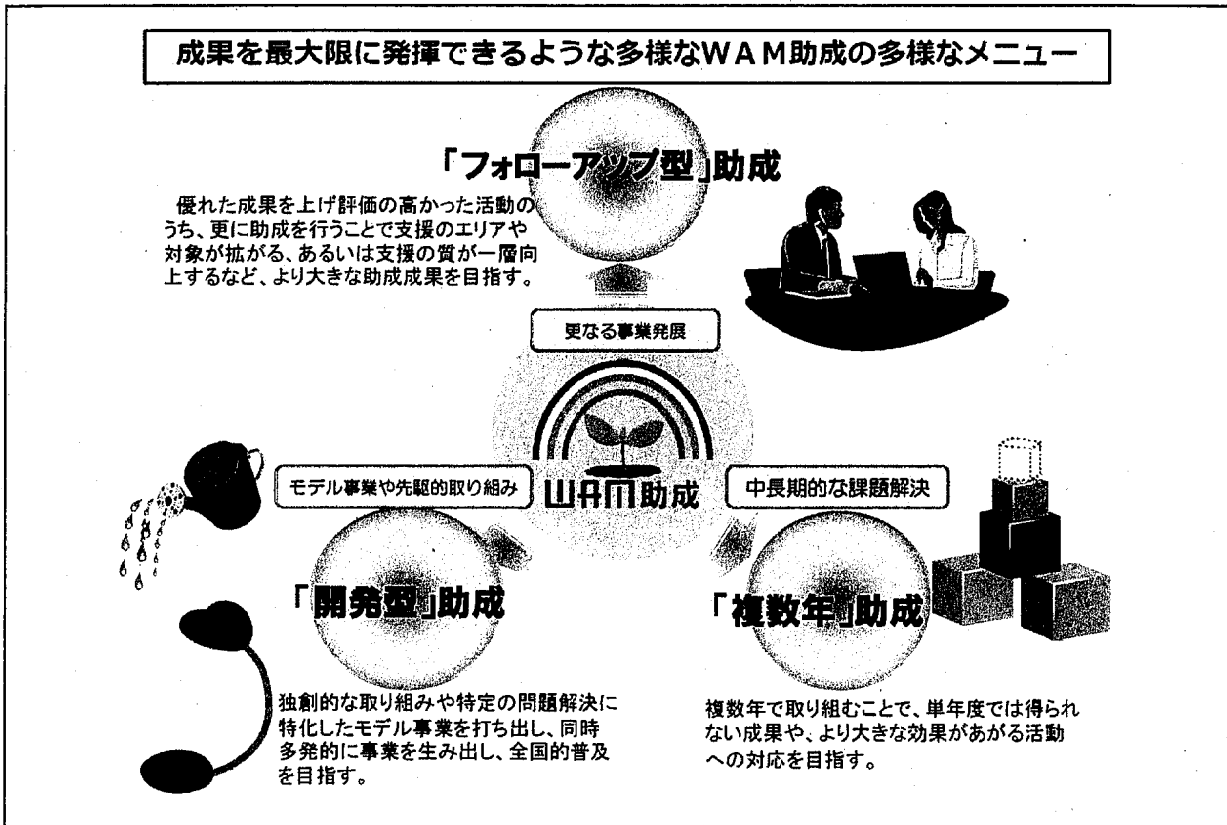
独創的な取り組みや特定の問題解決に特化したモデル事業を打ち出し、助成によって同時多発的に事業を生み出し、全国的普及を目指す。

ますます複雑化、多様化する福祉課題の解決に向けて、WAM助成がより有効な役割を果たすために、NPO等の民間の福祉活動にとってより使いやすく、団体や事業を「育てる」ための助成制度が必要である。

例えば、複数年にわたって助成金を投入することにより、助成事業や団体を育て、中期的な目標を達成することができ、より大きな効果が上がる活動に対応できる「複数年」助成、優れた成果を上げ、ヒアリング等の評価の高かった活動に対し、更に助成を行うことでより大きな成果を得ることができる「フォローアップ型」助成、独創的な取り組みや特定の問題解決に特化したモデル事業を打ち出す「開発型」の助成など、助成効果を最大限に発揮できるような助成制度の具体的な検討も引き続き進めていきたい。

将来の方向を考えるなら、限られた財源をより有効に活用することはもとより、こうした助成メニューによって、地域に求められる活動をWAM自らが主体的、戦略的に萌芽させていくことも政策的な助成としてのWAM助成の一つの大きな役割である。

### 成果を最大限に発揮できるような多様なWAM助成の多様なメニュー



## おわりに

独立行政法人福祉医療機構では、昭和63年度の長寿社会福祉基金の創設に始まり、これまで約25年にわたり、NPOなどの民間福祉活動団体による約13,000件の事業に対し、総額700億円にのぼる助成を行ってきた。

この間、高齢化や少子化の急速な進展、経済成長の停滞など、様々な社会的、経済的環境の変化が起こった。それに伴い、地域における福祉課題も多様化、深刻化するとともに、介護保険制度や障害者自立支援法の施行、その後の改正、新たな生活困窮者自立支援制度の施行をむかえるなど、民間福祉活動を取り巻く環境も急激に変化した。

こうした中で、NPOやボランティアなどの市民による自発的で柔軟性のある活動が、各地で実績をあげることで、地域の再生に向けた担い手として欠かせない存在となっている。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者等への支援においても、NPOやボランティアなどの迅速で柔軟な行動力によるきめ細かな活動が、これまでの被災地の復旧・復興の下支えとして大きく貢献してきた。

震災後約4年経過し、被災地の状況も発災当初からは大きく変化している中で、被災地域のコミュニティの再構築に向けた取り組みに対して、NPOやボランティアなどによる住民主体の活動がより一層求められる段階となっている。

そして、被災地に限らず、地域における福祉課題の多くは個別性が高く、かつてのように行政による普遍的な施策のみでは対応が困難なものが増えている。そうした中であって、NPOなどの民間福祉団体による温かみのある血の通った活動が担う役割は、単に制度やサービスの隙間を埋めるだけの、行政な補完的な機能に留まっているわけではない。地域における連携・協働の提案者や仲介者、そして時にはアドボケートとなり、新たに生まれる課題やニーズに柔軟に対処し、あるいは失われつつある地域や家族のつながりをつくり直すことを通して、民間の側からの地域社会の再生、新たな社会の創生のために欠かせないものとなっている。

本助成では、こうした活動の立ち上げ、定着、継続・発展をさらに後押しするために、助成期間中の支援やヒアリング評価等を通じた助言、情報提供など、助成金の交付に留まらない様々な側面的支援を併せて行うことで、助成事業の質を高め、助成効果の最大化を図っていくことが一層重要といえる。

ますます高齢化、少子化が進む中、単に制度・施策による対応を待つだけでなく、それぞれの地域における互助や共助、支え合いがこれまで以上に重要となることは、今後のわが国にお

いては自明の理ともいえ、こうした地域の再生・活性化の担い手としてNPOなどによる民間の福祉活動に対する期待がさらに膨らむなか、本助成の独特の役割もさらに重要となっていくものと考えられる。

なお、本年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、本助成については、地方や民間の助成制度とのすみ分けや経費の効率化などとともに、助成成果の一層確実な把握、助成先団体への自立化に向けた支援の強化などについて言及されたところである。国と地域・福祉現場の中間にある機構ならではの立ち位置や役割を十分に認識し、現場の声、新たな課題、優れた実践などヒアリング評価などで得られた成果を基に、これまで以上に、時代のニーズに合致した助成制度の構築に取り組むことにより、一層の奮起が求められている。

最後に、機構がこれまで約25年にわたって蓄積してきた助成実績とノウハウを活かし、時代の要請に即した民間福祉活動に対する支援を一層展開していくことを期待し、本報告書の結びとする。

( 参 考 )

事業評価において特に優れた事業と認められた事業



**社会的就労の取り組みを積極的に社会に発信！**

**団体名**：特定非営利活動法人抱樸

**事業名**：若年生活困窮者に対する社会的就労提供事業

**助成テーマ**：貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業

**助成区分**：地域連携活動支援事業

**助成金額**：5,884千円

**ここに注目**

◆生活に困窮し、社会的に孤立している若者の状況に合わせて、「働く意義」や「生きる意味」などを伝えながら、社会的就労（就労訓練）の場を作り出しました。そこでは地域の人との交流の場をつくり、孤立からの脱却もはかっています。

**事業の背景**

◆2008年のリーマンショック以降、非正規雇用が労働人口の35%を占め、特に若者はその割合が高く、若者の生活保護受給者が増加しています。たとえ就職できても就労の継続自体が不安定な時代になっています。こうした若者の中には、就労以前の「生活自立」や「社会的自立」に困難を抱えている方も多くいるといわれています。また、経済的困窮が社会的孤立を生み、「働く意義」や「生きる意味」などを見出せない若者が増えている現実もあります。

◆このような若者にとって、現在あるハローワーク等の求職活動を通じた一般就労という枠組みでは解決できないケースが多くあります。団体は、「一般就労ができなければ生活保護受給」ではなく、本人に社会的就労（就労訓練）の場を提供し、必要に応じて生活保護によって所得を補足し、社会参加を通して生活の質の向上を図っていくことの必要性を感じていました。そこで、他事業で実施した就労準備のための研修とあわせて、生活に困窮した若者の状況に寄り添った包括的な伴走支援を行いながら就労に結びつけ、労働対価を得ながら自己有用感を高めて、生活面での安定を図りたいと考え事業を立案しました。

**事業概要**

◆生活困窮かつ孤立に至る複合的要因を抱え、すぐには一般就労が難しい若年者に、訓練場所や個々に応じて就労を目指しステップアップし、社会的自立、就労自立を目指すことを目的に、訓練や社会参加に重点を置いた社会的就労の場を提供、日常的なケア、就職支援、就労継続支援などを実施しました。

◆地域住民と協議し、協力のうえ、社会的就労（就労訓練）の場となる惣菜製造事業所「笑い家」を開設し、週4日、就労訓練を実施しました。対象者の状況を見て、協力企業や社会的企業での訓練を受け一般企業での就労を目指す訓練的要素の強いステップアップを前提とした就労と、社会参加に重きを置いた福祉的就労の2つのメニューを設け実施しまし

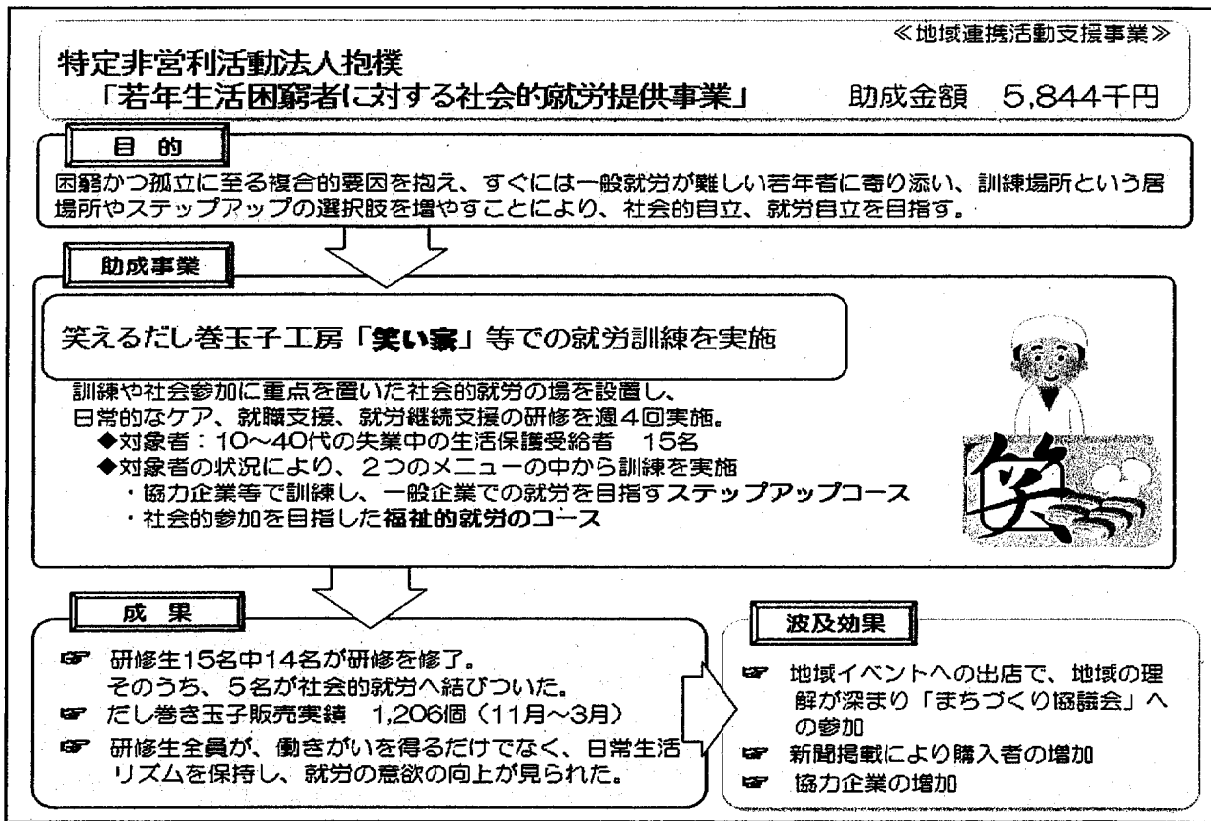
た。

◆平成25年度事業においては7人が就労訓練・体験に参加しました。社会的就労（就労訓練）の場を提供することにより、研修前には引きこもりがちであった訓練生が、欠席せずに参加し、また他の訓練生に対し指導的役割を担うなど、働きがいを得るだけでなく、日常生活リズムを保持し、就労意欲の向上を図ることができました。

### 外部有識者のコメント

事業の成果は非常に高い水準にある。協力企業との連携による就労訓練は効果的であり、かつ仕出し・惣菜製造業という地域とのつながりを持った事業に取り組んでおり、着眼点が良い。

さらに取り組みについての「発信力」があり、本事業の社会的波及効果や他の同種の若者の就労支援の在り方への具体的な提案やモデルを提示しており、これから進めていかなければならない自立支援事業などにおける好事例といえる。



### 成果物

◆惣菜製造業チラシ・ポスター、◆惣菜製造業「笑い家大蔵通信」、◆報告書

### お問い合わせ先

〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2-1-32

特定非営利活動法人抱樸〈ほうぼく〉（旧団体名：北九州ホームレス支援機構）

TEL 093-653-0779 HPアドレス：<http://www.houboku.net/>

**災害に備えて全国のリハビリ関連専門職を組織化！**

**団体名**：一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

**事業名**：全国災害リハビリコーディネーター養成事業

**助成テーマ**：福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業

**助成区分**：全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

**助成金額**：5,620千円

**ここに注目**

- ◆東日本大震災での教訓をふまえて、有事に対応できる人材の育成と、全国のリハビリ支援の専門職のネットワークを構築しました！

**事業の背景**

◆東日本大震災の災害復旧においては、阪神淡路大震災を教訓としてつくられた災害救助法にのっとり、全国からDMATやJMATと呼ばれる災害医療チームが派遣されました。しかし、今回の被害は、沿岸部の広範囲にわたり津波の被害を受けたこと、原発事故という問題を抱えていたこと、また高齢化率が高く、過疎の問題を抱えている地域が多く、医療や介護サービスも少なかったという点は、阪神淡路大震災とは異なった状況でした。このため、長い避難生活により、高齢者・障害者が寝たきりになってしまうという大きな課題がみえてきました。こうした状況に対し、リハビリ医療関連団体とともに、災害救助法が適用されない部分で、リハビリ支援を行ってきました。

◆急激に高齢化が進む現状を考えると、新たな災害に備えるには、救命・救助だけでなく、避難所・仮設住宅等の環境整備や生活不活発に起因する災害関連死を防ぐために組織的に支援をしていく必要性が明らかになりました。そこで、全国規模でリハビリ関連専門職が災害医療チームの一員として組織的に活動できることを目指し、「災害リハビリテーションコーディネーター養成」事業を実施しました。

**事業概要**

◆「災害リハビリテーションコーディネーター養成」の研修は、全都道府県の各地域においてリハビリ関連専門職としての災害医療チームを組織化することを目的にしたもので、各都道府県のリハビリ関連職種代表者を対象に行われました。

◆各回、11～13の地域から医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師・保健師、介護支援専門員、行政職等から構成されるチームが参加しました。2日間にわたり、研修は行われ、災害リハビリテーションに関する基礎知識習得のための講義とともに、災害現場・地域でのコーディネーションの習得を目指した演習が行われました。

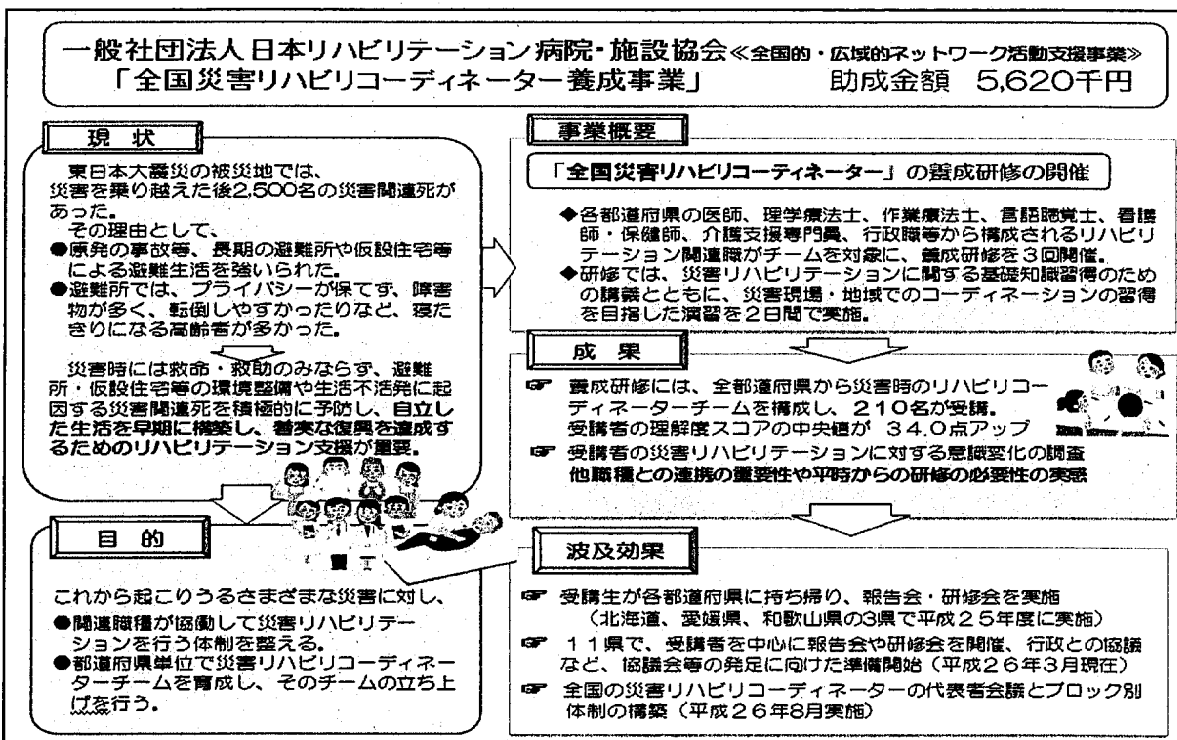
◆平成25年度には全国から計210名の受講者が参加しました。研修会開催前後の災害リハビリテーションに関する受講者の理解度のスコア（25項目、100点満点）は、

中央値が18.0点から52.0点へ伸びています。受講者への事後アンケートからは、災害リハビリテーションに対する意識の変化、他職種との連携の重要性の実感、平時からの研修の必要性などが上げられ、意識的な啓発にもつながっていました。また、この研修結果を地域に持ち帰った受講者が中心となって、報告会や研修会も開催されています。さらに新たに協議会を発足するなど徐々に組織化も進んでいます。

### 外部有識者のコメント

高い理念を掲げ、積極的かつ意欲的に事業に取り組んだ事業推進姿勢は高く評価できる。また、東日本大震災以降の実績を基礎に、体系的な研修事業を推進し、専門家の組織化に努力されている点についても高く評価される。

コーディネーションに関する研修内容がやや弱く、ボランティアコーディネーションなど他の分野における実績を活用すべきではないかとの指摘があり、研修の構成について各講義の時間配分が十分ではないという課題も残しているが、全国各地での主体的な取り組みが進みつつあるなど、アウトプット、アウトカム、インパクトのいずれについても十分な成果をあげており、総合的に優れた事業として評価したい。



### 成果物

- ◆ 報告書
- ◆ 研修の様子を収録したデータ

### お問い合わせ先

〒850-0854 長崎県長崎市銀屋町4-11

一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会

TEL 095-811-2077 HPアドレス：<http://www.rehakyoh.jp/>

**ケアメン・グループの発掘とネットワーク化を実現！**

**団体名**：男性介護者と支援者の全国ネットワーク

**事業名**：「ケアメン☆サミット JAPAN の開催」事業

**助成テーマ**：高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

**助成区分**：全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

**助成金額**：6,000千円

**ここに注目**

◆全国の男性介護者に呼びかけ集結し、男性という新しい介護者の知恵と経験を集約・交流しています。このような同じ立場にある者同士による語り合いと居場所づくりの活動は、孤立を防ぎ、虐待など介護に伴う事件の予防につながるとして期待されます。

**事業の背景**

◆2010年版国民生活基礎調査によれば、男性の介護者は3割を占め、100万人を超えています。介護や家事にも不慣れで戸惑う人が圧倒的に多いと言われ、地域との交流も希薄なことから、孤立化が危惧されています。そのため、介護心中や殺人、虐待など介護に伴う事件の加害者になる男性介護者も後を絶たず、男性の介護者の孤立防止や有効な支援策の開発が急務な課題となっています。男性介護者のグループ化やノウハウの蓄積は十分でなく、当事者はもちろん、支援する行政や支援機関も試行錯誤が続いています。

◆そこで助成事業では、各地で活動している「ケアメン・グループ（男性介護者組織）」の知恵と経験を集約・交流の場を通して、社会の共有財産として蓄積し、全国に広げて男性介護者のみならず全ての家族介護者の福祉向上に寄与することを目指してこの事業に取り組みました。

**事業概要**

◆「ケアメン☆サミット JAPAN」を開催し、全国各地で活動を行う50を超える「ケアメン・グループ」を対象に、関係者が一堂に会し、交流を深めました。サミットの開催が実りあるものになるように、男性介護者やその家族支援者を対象に、九州や東京など地域ブロックでプレイベントを行い全国サミットに備えました。

◆その中で、全国に広がっているケアメン・グループについて、その数や取り組みの内容、活動発展のために求められていることは何か等、これらの実態を明らかにしつつ、交流とネットワークを図っていくことを目的として、ケアメン・グループの調査を実施し、100団体のリストと44団体のプロフィールシートを作成しました。

◆「ケアメン☆サミット JAPAN」を通じた全国各地の団体の活動実態や課題の共有は、男性介護者及びその家族支援者への支援方策の開発に寄与しました。併せて、男性介護者の課題に関する一大啓発イベントになり、イベントの内容は地方紙や週刊誌にも取り上げられ、多くの方が男性介護者の問題について考えるきっかけになりました。

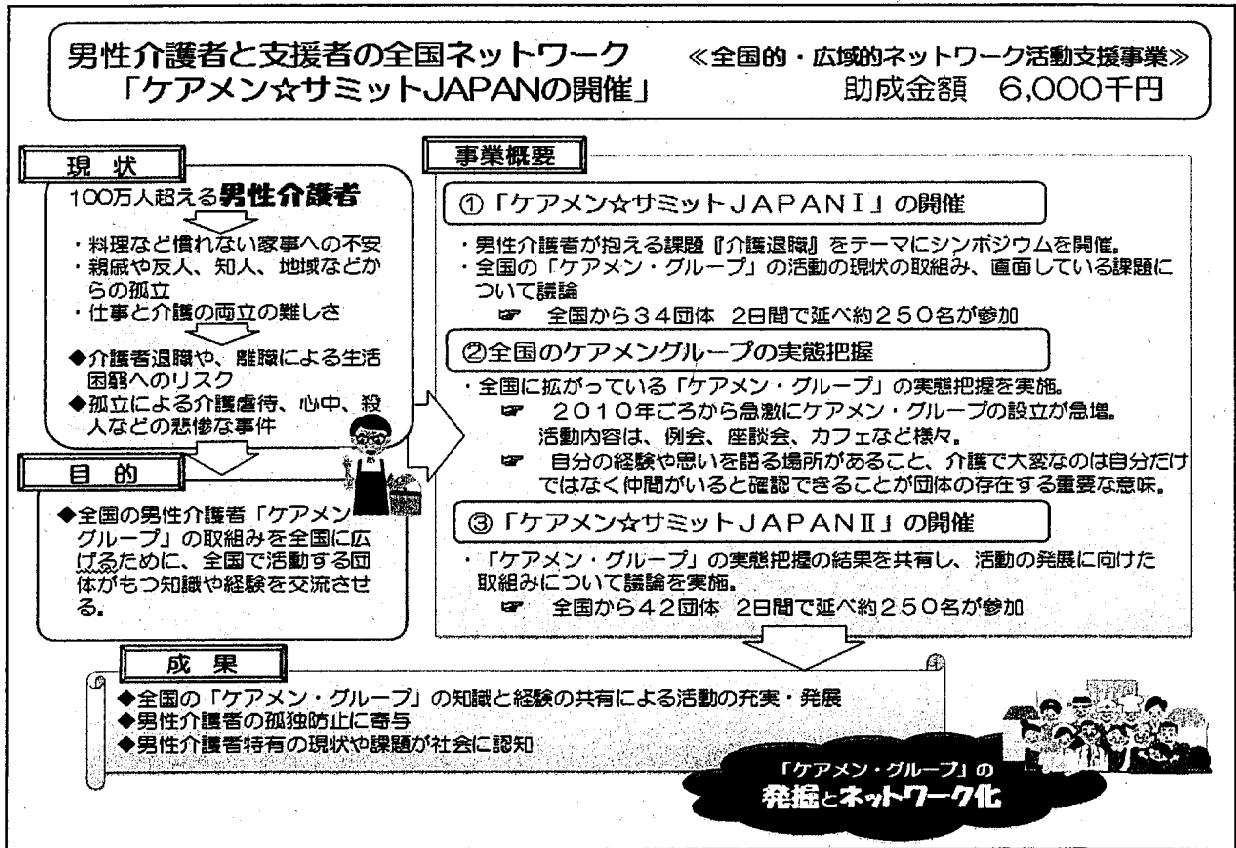
## 外部有識者のコメント

既に介護者の3割超を占めるに至っているにもかかわらず、女性介護を前提とした施策や長い男女役割分担の文化もあり、大変、辛い立場にある男性介護者を支える先進的で重要な活動だと評価します。

当事者グループ活動による癒しと支え合い、新たな生き方・価値観の創造が、「語る」「聴く」「教える」「教わる」過程を経て実現しています。当事者グループ創設のために英国でまとめられたテキスト"Helping you helps me"を示す典型的な展開だと言えます。

男性介護者が3割強であるのに対して、高齢者虐待の加害者の6割は男性。これは男性が暴力的であるというよりも、苦勞が共有されにくく孤軍奮闘状況に追い込まれやすいがゆえの事態と考えられます。その意味で、男性介護者の当事者グループの発掘とネットワーク化を実現したことの社会的意義は極めて大きいと言えます。

なお、今年度は自己負担で実施するとのことで、「WAM 助成ありき」ではない姿勢にも共感します。



## 成果物

- ◆平成25年度活動報告書
- ◆「ケアメン☆サミットJAPAN」パンフレット
- ◆「ケアメン☆サミットJAPAN」資料集（ケアメン・グループプロフィールシート）

## お問い合わせ先

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町56-1 立命館大学人間科学研究所気付  
 男性介護者と支援者の全国ネットワーク

TEL 075-466-3306 HP アドレス : <http://dansei-kaigo.jp/>

**当事者が当事者のために作った  
「ピアサポートグループマニュアル」**



**団体名**：特定非営利活動法人 地域精神保健福祉機構  
**事業名**：精神障害者のピアサポートグループ普及事業

**助成テーマ**：高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

**助成区分**：全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

**助成金額**：8,570千円

**ここに注目**

- ◆当事者の方々が自分の経験を生かし、自分以外の当事者のための支援を行いました。
- ◆当事者の視点による丁寧な企画やピアサポートグループの交流により、ピアサポートグループの普及が期待されます。

**事業の背景**

- ◆精神障害をもつ方は病状以外にも人間関係で傷ついた経験から等から、医療や福祉サービスを利用できず、ひきこもりやニートとなり孤独な生活を送っているケースがあります。また、社会に出ている、精神障害に対する偏見のために孤独感を抱えて生活しているケースもあります。
- ◆このように孤独を感じている一方、精神に困難な経験のある数多くの当事者が、精神障害の経験を社会に還元したい、人の役に立ちたいと考えていることから、精神障害があってもひきこもっている方やニートとなっている方等を対象とした当事者が主体となっているピアサポートグループの普及活動に取り組まれました。

**事業概要**

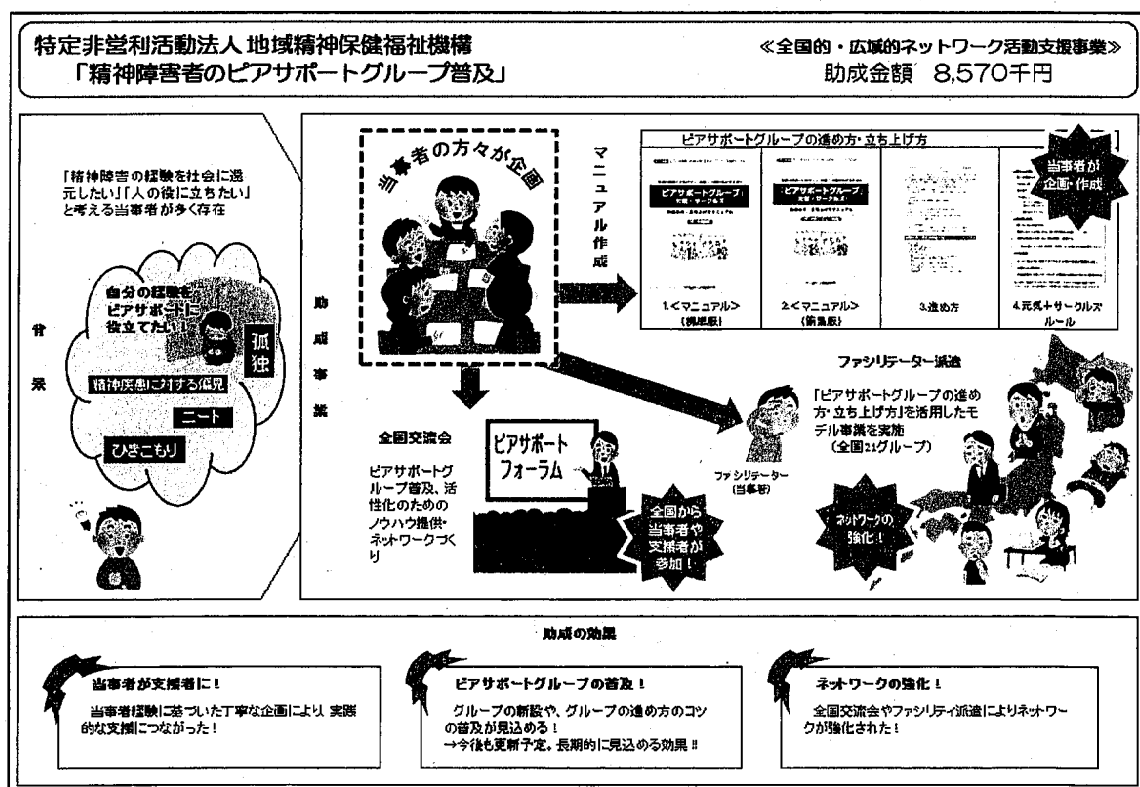
- ◆当事者（企画委員）が、自らの経験をもとに自由な意見交換を行い「ピアサポートグループの進め方・立ち上げ方マニュアル」を作成しました。当事者自らが当事者のためにこのようなマニュアルを作成したことは先進的な試みでした。
- ◆全国交流会（ピアサポートフォーラム）は、全国から150人を超える参加者が集まり、全国の団体（当事者や支援者）と「顔が見える関係」を築くことができました。
- ◆マニュアルを作成した当事者（企画委員）が、ファシリテーターとしてサポートグループの立上げの為に全国の団体に複数回訪問しました。事前の全国交流会で「顔が見える関係」を築いていたためスムーズな支援を行うことができ、ネットワーク形成の成果がすばやく反映されていました。

グループの成立過程・進め方・地域事情等の違いによる視点の相違に気づいたことにより、ファシリテーターである企画委員は「マニュアル」の再構成に取り組みました。また、マニュアル通りに進められないケースもあることから、今後も改定を行う計画となっています。

## 外部有識者のコメント

◆当事者が委員会を構成し、ピアサポート活動を立ち上げようとする全国20か所以上のグループを、委員がファシリテーターとして複数回訪問し、そこでの立ち上げ支援の経験を持ち寄って手引書の内容を検討するという、非常に精力的かつ丁寧な開発プロセスが踏まれていた。そして、その成果として、専門職や支援者主導ではない、また運動的な活動でもない、当事者が自身のリカバリーの経験を語り合うことに焦点化したピアサポート活動を立ち上げていくための、実践的な手引書が作成された。当事者主体、自己決定やエンパワメントという哲学の徹底、これに裏付けられた丁寧な活動、従来にはない画期的なアウトプットが高く評価された。

今後は、ピアサポート活動の情報が得られる環境づくりやファシリテーターの養成など、ピアサポートグループが各地で生まれていく環境整備に一層取り組まれることを期待する。



## 成果物

◆「ピアサポートグループの進め方・立ち上げ方マニュアル (啓発冊子)」、「ピアサポートグループの進め方・立ち上げ方マニュアル (ツールキット)」、シンポジウムチラシ、ポスター

## お問い合わせ先

〒272-0031 千葉県市川市平田 3-5-1 トノックスビル 2F

特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構 (呼称: COMmunity Mental Health & welfare Bonding Organization の頭文字をとって COMHBO「コンボ」)

電話: 047-320-3870 HP アドレス: <http://comhbo.net/>



**誰もが穏やかな終末期を迎えるために！**

**団体名：公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会**

**事業名：終末期にある者とその家族支援に関する事業**

助成テーマ：難病や終末期医療等の重度な状態にある者と  
その家族の支援に関する事業

助成区分：全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

助成金額：7,042千円

**ここに注目**

◆「看取り文化の醸成」のため、地域住民の方々へ意識啓発するとともに、医療従事者や施設職員の方々への研修を行い、地域社会全体で理解を深めながら終末期在宅療養患者およびその家族を支援する体制の整備に取り組まれています。

**事業の背景**

◆多くの方々が、最後まで自宅などの慣れ親しんだ環境で過ごしたいと願っていますが、「家族への負担」、「急変した時の対応への不安」等により、最期まで療養することは困難であると感じている方が少なくない現状にあります。

◆そこで、この事業では、全国3地域の連携団体と協力し、在宅、医療機関、介護施設など、どのような場においても穏やかな終末期を迎えることができる地域づくりを目指して取り組まれました。

**事業概要**

◆実行委員会においては、連携団体の担当者が参画しており、事業実施における課題・問題点の改善に向けた協議、情報の共有が図られ、事業が効率的かつ効果的に進められました。

◆各連携団体（全国3地域）において、地域内での医療機関、福祉施設、行政などと連携体制を構築し、終末期に関する住民への意識啓発、医療従事者・施設職員の研修（施設における終末期体制の整備）、終末期在宅医療患者及びその家族を支援する体制の整備を実施されました。

◆看取りケアの手引き作成班を組織し、連携団体のニーズをもとに検討を行いながら作成されました。本事業終了後も連携団体のみならず、他の地域でも取り組んでいただけるような汎用性のある内容としてとりまとめられています。

◆「生きて逝くシート」は、在宅、病院、施設、いずれの場所においても利用することが

可能で、このシートを利用することで、かかわる多職種の方々が、患者やご家族の“思い”に寄り添う医療・介護サービスが提供できるように工夫されたものになっています。

### 外部有識者のコメント

長寿社会における医療・介護かつ国民の避けられない課題に、貴組織の地域に根差したこれまでの医療活動を基盤にした積極的な取り組みは極めて高く評価される。

地域住民や関係機関とともに終末期に取り組む姿勢も非常に高く評価され、実施体制やそのプロセスも高い水準にあると思われた。

成果については、「生きて逝くノート」など特徴ある成果物となっており、その活用と地域全体で看取る体制作りのさらなる進化・発展が期待される。

今後は、モデル的な活動にとどまることなく、全国各地に同様の活動が広がるよう組織を挙げて普及活動に取り組んでいただきたい。

《全国的・広域的ネットワーク活動支援事業》

**公益社団法人全国国民健康保険診療施設協議会**  
**「終末期にある者とその家族支援に関する事業」** 助成金額 7,042千円

**目的**  
 終末期患者が、在宅を含め慣れ親しんだ場所で、最期まで安心して暮らし続ける環境づくり

**助成事業**

①終末期に関する住民への意識啓発

- ◆住民を対象とした講演会を3か所で実施 延べ392名参加
- ◆看取りケアの手引きを活用

②医療従事者・施設の職員への研修

- ◆施設職員を対象にした研修会を3か所で6回実施。延べ182名参加
- ◆看取りへの資質向上、意識啓発を行った。

③終末期在宅療養患者及びその家族への支援体制整備

- ◆終末期にある方、ご家族への個別支援。対象は3医療機関で5名実施。
- ◆カンファレンスを行い、支援内容を検討した。

事業で作成したものを研修等で活用

- ◆「生きて逝くノート」(私編・家族編)
- ◆「生きて逝くシート」
- ◆「看取りに関する手引き」(在宅編・病院編・施設編)

汎用性の高いテキストを作成  
 ⇒ 全国の市町村、国民健康保険所へ送付、HPでも公開

**成果**

- ◆住民の意識の向上
- ◆患者や家族の思いに寄り添う医療・介護サービスの提供
- ◆地域内のネットワークの強化

◆今回作成した手引き等を用いて同様の取り組みを拡げていく  
 → 全国への普及が期待される

### 成果物

- ◆平成25年度活動報告書
- ◆生きて逝くノート (いきいきと生きて逝くために-自分の最期を考えること-)
- ◆生きて逝くシート
- ◆看取りに関する手引き (在宅編・病院編・施設編)
- ◆住民向け講演用パワーポイント

### お問い合わせ先

〒105-0012 東京都港区芝大門2-6-6 芝大門エクセレントビル4F  
 公益社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会  
 TEL 03-6809-2466 HPアドレス: <http://www.kokushinkyo.or.jp>

## 日雇い労働者の町の生きる意欲を取り戻したい！

団体名：NPO法人 HEALTH SUPPORT HINATA

事業名：釜ヶ崎に住む単身高齢者の健康生活支援事業

助成テーマ：高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

助成区分：福祉活動支援事業

助成金額：2,932千円



### ここに注目

- ◆日雇い労働者街特有の孤立に向き合い、単身高齢者の生きる意欲向上に取り組みました。
- ◆ひとりひとりと良好な人間関係を構築し、生活保護や医療機関、支援団体等の支援につなげることができました。

### 事業の背景

- ◆大阪府西成区釜ヶ崎は、多くの日雇い労働者が居住していた日本最大の寄せ場であり、家族も友人もなく社会的に孤立している単身高齢者が多く居住しています。
- ◆彼らの多くは、人々とのコミュニケーションを苦手としており、生きる意欲も低下して、平均寿命が全国で一番低い地域となっています。
- ◆そこで この団体は、介護保険や医療保険の訪問介護、看護に結びついていない人で、孤立している閉じこもり、抑うつ、アルコール問題などを抱えている人々の生活、健康面での問題を明らかにし、必要な支援につなげる活動に取り組みられました。

### 事業概要

- ◆この事業は、当事者の方の自尊感情を取り戻して、生きる意欲へつなげることを目的とした支援に取り組みられました。
- ◆見守り支援・健康相談事業では、居宅訪問や相談会を開催しました。相手を尊重するとともに一緒に考え、生活の様子や病気の観察・確認を続ける中で、当事者は自尊感情を取り戻し、血圧測定を希望する等、自ら生きる意欲につなげることができました。
- ◆また、お見舞い支援事業では、体力的に対応可能な当事者の方に、入退院時の送迎、買物等の補助等の支援を行っていただきました。彼らの就業支援となったとともに、入院中の孤独感も軽減し自己退院を防ぐという成果が得られています。
- ◆なお、行政や医療機関との連携を進めるとともに、この地域に関心のある大学生、医療や福祉の専門家、医・看護学生の見学や実習に応じること等により、この事業の重要性についても自主的に広報されました。

## 外部有識者のコメント

◆この事業は非常に志の高い看護職の方々が集まり、健康や福祉のうえで非常に困っている方々を支援するために開始された。前身の団体が行っていた事業をより発展させるために、本事業に応募し、採用された。当初期待された以上の成果をあげ、非常に高く評価される。ただ、限られた資源のなかで高いパフォーマンスをあげているものの、今後の事業の安定的な継続のためには、事務や管理を含めた運営体制の構築も必要だと思われる。すでに実質的には関連団体等とのネットワークを形成していると思われるが、今後さらに、これを自覚的に行っていくことを期待したい。

**NPO法人 HEALTH SUPPORT HINATA**  
「釜ヶ崎に住む単身高齢者の健康生活支援事業」

＜福祉活動支援事業＞  
助成金額 2,932千円

**背景**

日雇い労働者の町特有の孤独から生きる意欲の低下

- 人として大切に扱われなかった経験
- 生活保護申請をしない
- 医療を受けない
- 友人・家族なし
- コミュニケーションが苦手
- ドヤ・野宿
- 健康的な生活の仕方がわからない

**助成事業**

**見守り支援・健康相談**

・生活、健康上の問題を明らかにするとともに、必要な支援につなげる健康寿命の延長者あたる事業

**実践的健康学習**

・禁煙、禁酒などの予防教育や食習慣改善等の実習(買物、調理)を行う事業

**お見舞い支援**

・入院の支援を行い、自己退院の予防や退院後の生活支援につなげる事業

**居場所づくり**

・だれでも気軽に過ごせる居場所を、生きがいづくり、趣味づくり・各種相談を行う事業

医療機関や支援団体との協働

看護師たちのボランティア申し出

**助成の効果**

自己肯定感を獲得することにより、孤立感が軽減され、生きる意欲が向上しました。  
その結果、助け合いの気持ちや、健康的な生活の関心につながることができました。

- コミュニケーションがとれるようになった
- 趣味ができた
- 健康的な生活に関心がもてるようになった

- 整理整頓や身だしなみを行うようになった
- 生活保護等の申請
- 治療を継続して受けるようになった

## 成果品

◆事業報告書「釜ヶ崎に住む単身高齢者の健康支援事業」

◆チラシ

## お問い合わせ先

〒557-0004 大阪府大阪市西成区萩之茶屋2丁目7番7号  
NPO法人 HEALTH SUPPORT HINATA  
TEL. 06-6599-8978